外貨建保険について、より理解を深めるために

ぜひ、ご視聴ください　外貨建生命保険 **なるほど動画**

スマホで

パソコンで

こちらからもご視聴いただけます

日本生命HP ▶ 金融機関窓口販売商品 ▶ なるほど動画

特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、ご確認は不要です。

❶右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読取ってください。
QRコードがうまく読取れない場合は、
以下のURLからホームページにアクセスしてください。
https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent_b/

❷開いたページで、確認したい通貨の をクリックしてください。
特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標です。

ご検討にあたっては、当書面と「例表または提案書」をあわせてご確認ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と
ご契約のしおり―約款　特別勘定のしおり を必ずご確認ください。

※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、特別勘定のしおり のご確認は不要です。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ　生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引きに関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
  ※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引きが、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。

VEGETABLE OIL INK

引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621（通話料無料）
［受付時間］月～金曜日 9:00～17:00
（祝日、12/31～1/3を除く）
ホームページ https://www.nissay.co.jp

募集代理店

TP
(登)日本20-347, 20/4/1, 金融法人管理G)BK-PR21Y

2020年4月版

夢のプレゼント2

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険（米ドル建・豪ドル建）
〈指定通貨建生存給付金付変額保険（無配当2019）〉

ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険（定率のみ型）（米ドル建・豪ドル建）
〈指定通貨建生存給付金付変額保険（無配当2019）（特別定期保険（定率のみ型）とする特約付）〉



ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼
商品パンフレット

○「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

○特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

ご確認
元本割れに関するご案内はP.61をご確認ください。

引受保険会社
NISSAY 日本生命保険相互会社

見やすいデザイン UCDA 第三者認証

1S1708016(5)

スマート贈与へ。

次世代へ早めに資産を移転しながら

相続財産を減らす効果もある

生前贈与は一石二鳥のスマートな方法。

それを外貨で、しかも運用方法を選んで

もっとスマートに実行しませんか？

スマートな贈与のプラン

日本生命からのご提案です。



わたす スマート贈与

円で一定額を 翌年から、大切な方に毎年「わたす」。

外貨の金利を活かして**ふやしながら、価格変動を吸収。**
円で一定額を、ご加入の１年後から毎年「わたす」ことをめざせます。
また、円で一定額を「わたす」ために、積極運用を行うかどうかを
選ぶことができます。

一般的な外貨運用商品のお受取りイメージ



為替レートや運用成績の変動に応じて増減

「夢のプレゼント2」のお受取りイメージ

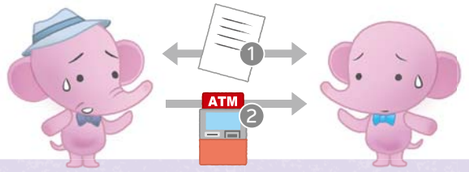


日本生命が受取額を調整して一定額に

生前贈与での活用が簡単・便利。

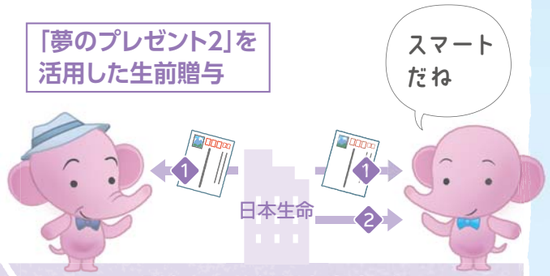
贈与契約書をつくることなく、贈与を受ける方に、日本生命が直接お支払い。
贈与の手間が省けます。

一般的な生前贈与の手続き



贈与のつど、❶贈与契約書を作成のうえ
受贈者と契約を取交わし、❷贈与者ご自身が
受贈者の金融機関口座へ振込みます。

「夢のプレゼント2」を活用した生前贈与

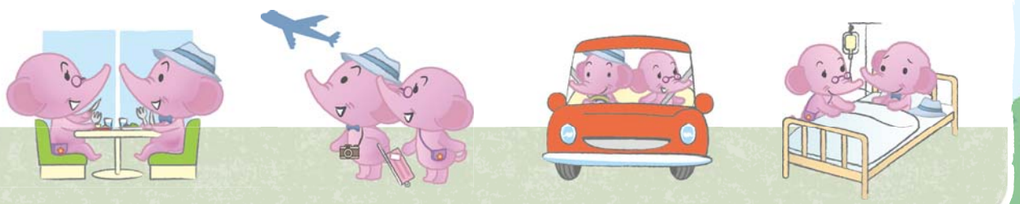


贈与のつど、日本生命が
❶お支払いの通知を贈与者と受贈者に郵送し、
❷受贈者の金融機関口座へ振込みます。

つかう 自分年金＊

ご自身で受取り、毎年「つかう」。

生活費を補ったり、海外旅行などのお楽しみに活用したり。
公的年金では足りない資金に役立てられます。



＊年金のように毎年受取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

ご希望のタイプをお選びください。

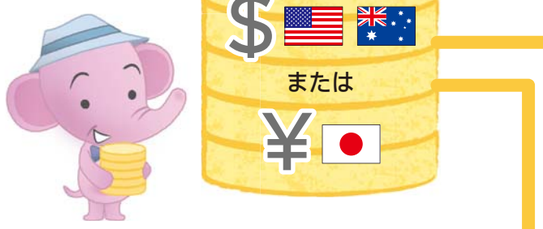
ご注意
- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
- 「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

ご契約

下表の
「ご契約時に決めていただくこと」を
選択・指定いただきます。

入金通貨



ご契約時に決めていただくこと

＊1 保険期間の途中で変更できます。

タイプ		円で目標設定	円で目標設定(定率のみ)	そのまま受取
入金通貨	米ドル	3万米ドル～7億円相当額		
	豪ドル	3万豪ドル～7億円相当額		
	円	300万円～7億円		
指定通貨		米ドル／豪ドル		
保険期間		5年／10年／15年／20年／30年 ※5年は「円で目標設定(定率のみ)タイプ」のみ選択可能 ※30年は米ドルのみ選択可能 ※選択可能な年齢範囲はP.31、62参照		
円受取の目標額＊1		P.56参照		—
生存給付金受取人＊1		契約者、契約者の配偶者、または3親等内の親族		契約者のみ
死亡保険金受取人＊1		契約者の配偶者、または3親等内の親族		

※被保険者は契約者となります。

運用・調整

生存給付金の**円受取額に目標**を設定。
為替変動を吸収し、
受取額が毎年一定になることを
めざします。

運用方法には、以下の2つがあります。

A 運用実績連動部分



株式市場の動向に応じて収益獲得を
ねらう運用を行います。
積立金は**運用実績により増減します**。

※特別勘定の運用実績によっては、積立金が0になる可能性があります。

B 定率部分



外貨の金利を活かして複利運用され、
積立金は**安定してふえます**。

円受取の目標額を設定することなく、
運用成果をそのまま
毎年受取ることもできます。
（受取額は変動します。）

A
B

生存給付金のお受取り

円で一定額を翌年から、**毎年「わたす」**または**「つかう」**ことが期待できます。

円で目標設定タイプ

わたす スマート贈与　つかう 自分年金

運用実績連動部分と**定率部分**を組合せ、
ダブルの調整で、
円受取額が一定になることをめざします。

詳細はP.5-6をご確認ください。

満了時には円で全額をお受取り



円で目標設定(定率のみ)タイプ

わたす スマート贈与　つかう 自分年金

定率部分だけで運用＊2し、**安定的にふやし**ながら、
円受取額が一定になることをめざします。

詳細はP.7-8をご確認ください。

満了時には円で全額をお受取り



＊2 運用実績連動部分を0として、一時払保険料をすべて定率部分として運用します。

そのまま受取タイプ

つかう 自分年金

円でも外貨でも受取ることができます。
（いずれの通貨で受取るかは毎年選択可能。）

詳細はP.17-18をご確認ください。

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。（入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額を定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。）このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「指定通貨建生存給付金付特別定期保険（定率のみ型）とする取扱に関する特約」を「特別定期保険（定率のみ型）とする特約」と記載しております。

※「基本生存給付金額」とは、タイプごとにそれぞれ次の金額をいいます。
- 「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」
  基本保険金額÷保険期間（年）
- 「円で目標設定（定率のみ）タイプ」
  基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた金額を保険期間で除する算式によって計算された金額

円で目標設定タイプ

特徴としくみ　保険期間10年の例

わたす スマート贈与　つかう 自分年金

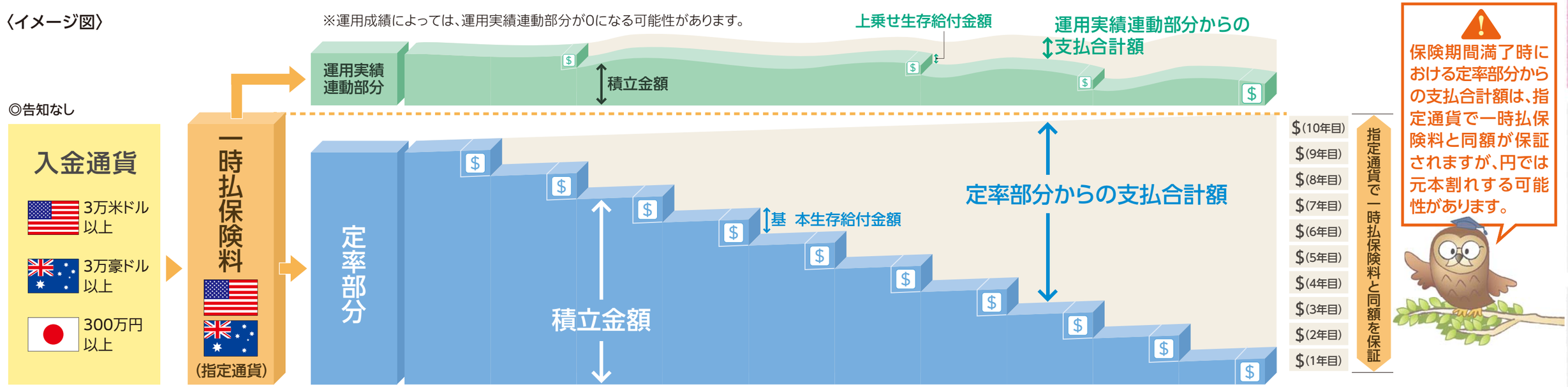
運用実績連動 部分と定率部分を組合 せ、ダブルの調整で円受取額が一定にな ることをめざします。

ご注意
- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

〈イメージ図〉

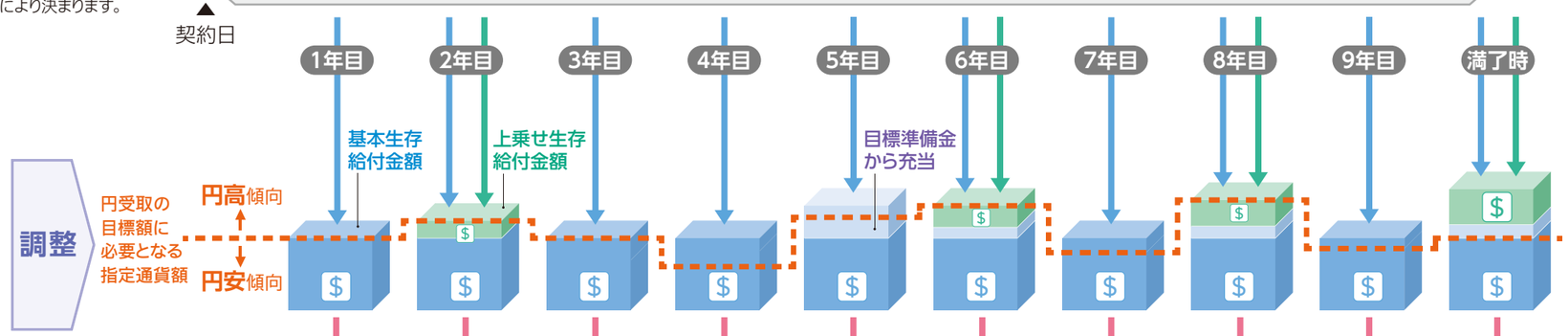
※運用成績によっては、運用実績連動部分が0になる可能性があります。



保険期間満了時における定率部分からの支払合計額は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。

※運用実績連動部分と定率部分の比率は、ご契約時の定率部分の積立利率により決まります。

保険期間は、10年、15年、20年、30年(米ドルのみ)から選択いただけます。



生存給付金の受取人を誰にするかで、「わたす」または「つかう」を自由に設定できます。

わたす …受贈者を受取人に指定します。

つかう …ご自身を受取人に指定します。

保険期間の途中で受取人を変更することもできます。

詳細はP.12をご確認ください。



詳細はP.56をご確認ください。

契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細はP.21-22をご確認ください。

保険期間の途中で解約した場合、解約払戻金が支払われます。

詳細はP.29をご確認ください。



円で一定額となるように調整するしくみは、P.9を見てね

毎年、円で一定額を「わたす」「つかう」ことが期待できます。

満了時には、目標額超過分をすべて契約者にお支払いします。

実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

P.13-14およびP.45-46をあわせてご確認ください。

※以上のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

円で目標設定（定率のみ）タイプ

特徴としくみ　保険期間10年の例

わたす スマート贈与　つかう 自分年金

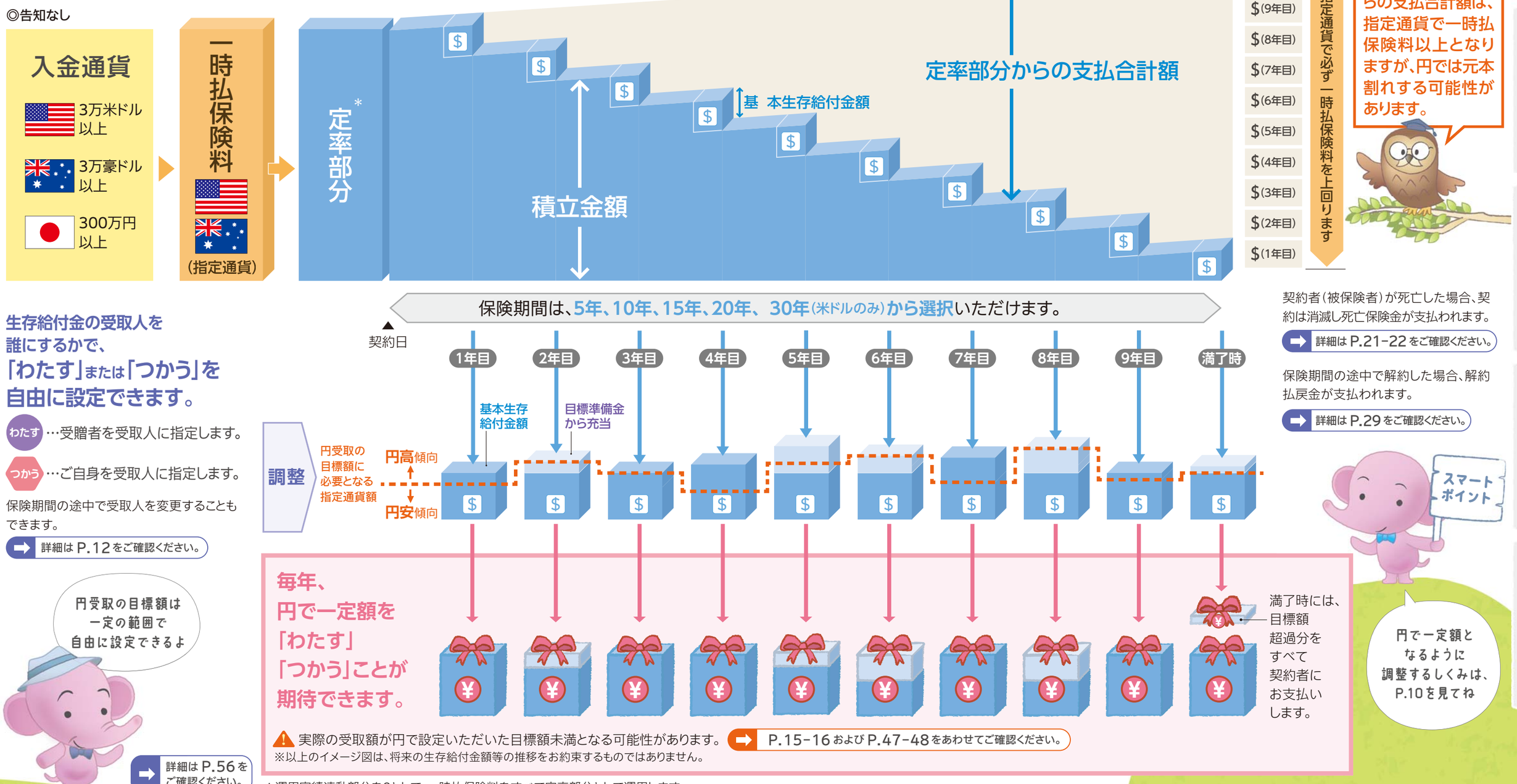
定率部分だけで 運用し、
安定的にふやしながら、
円受取額が一定にな ることをめざします。

> ご注意
> ●ご負担いただく費用があります。
> ●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
> 詳細はP.35-38をご確認ください。

※保険期間5年は、**90歳まで**加入いただけます。

保険期間ごとの加入可能年齢については P.31 をご確認ください。

〈イメージ図〉



契約者（被保険者）が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細は P.21-22 をご確認ください。

保険期間の途中で解約した場合、解約払戻金が支払われます。

詳細は P.29 をご確認ください。

生存給付金の受取人を誰にするかで、「わたす」または「つかう」を自由に設定できます。

わたす …受贈者を受取人に指定します。

つかう …ご自身を受取人に指定します。

保険期間の途中で受取人を変更することもできます。

詳細は P.12 をご確認ください。



詳細は P.56 をご確認ください。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

P.15-16 および P.47-48 をあわせてご確認ください。

※以上のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

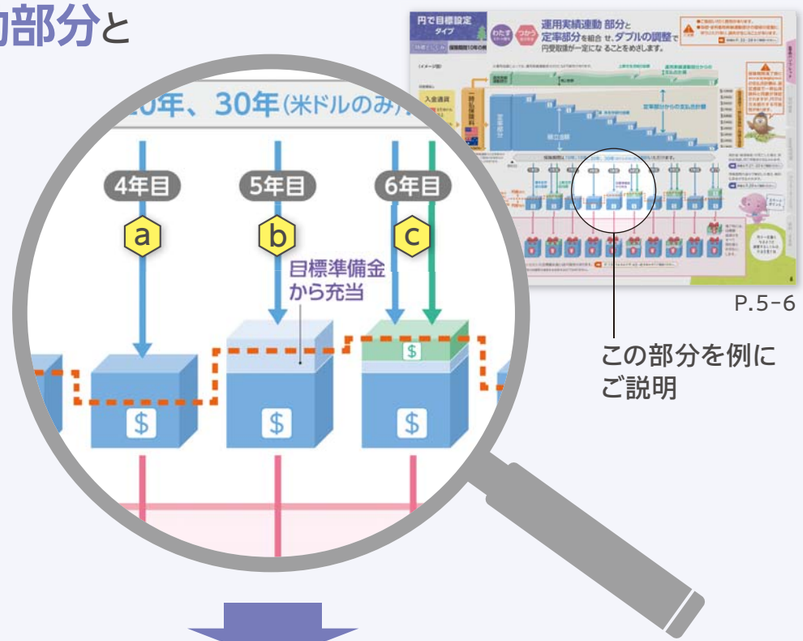
＊運用実績連動部分を0として、一時払保険料をすべて定率部分として運用します。

円で一定額となるように調整するしくみ（イメージ）

円で目標設定タイプ

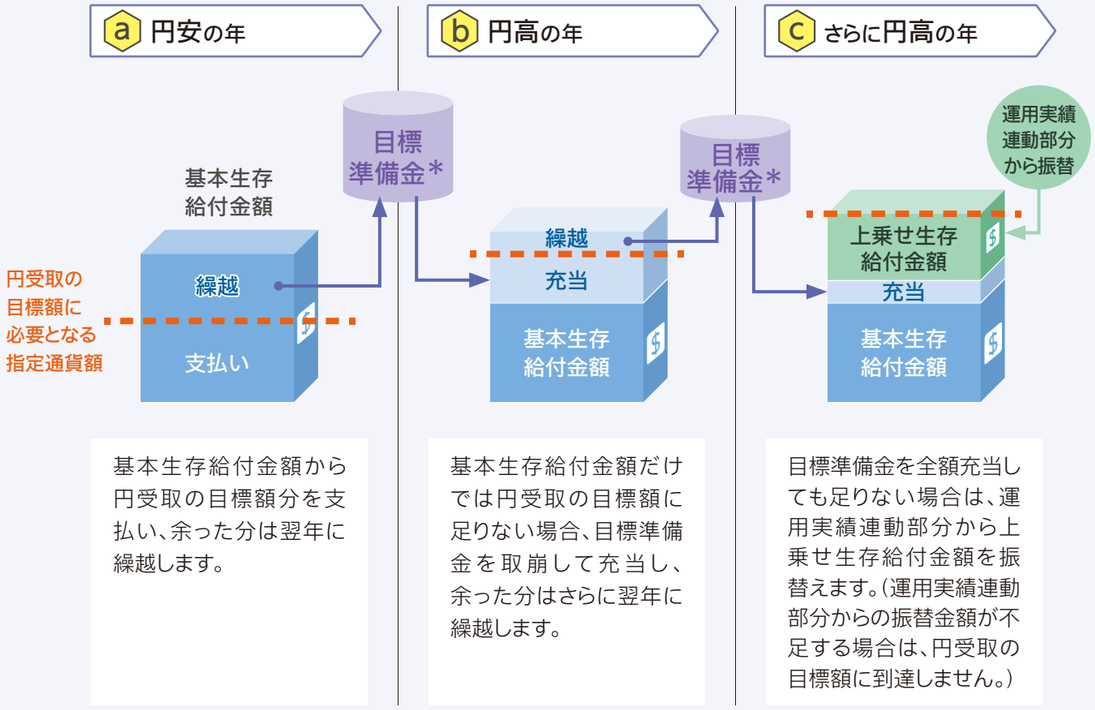
運用実績連動部分と
定率部分を
組合せ、
円受取額を
調整します。

基本生存給付金額と同額を定率部分から毎年払出し、円受取の目標額に応じて以下の調整を行います。



P.5-6

この部分を例にご説明



基本生存給付金額から円受取の目標額分を支払い、余った分は翌年に繰越します。

基本生存給付金額だけでは円受取の目標額に足りない場合、目標準備金を取崩して充当し、余った分はさらに翌年に繰越します。

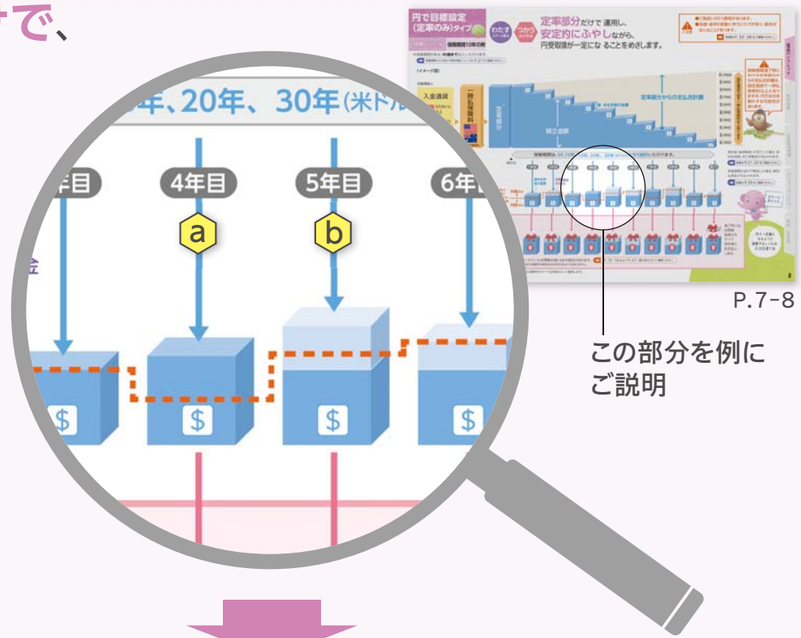
目標準備金を全額充当しても足りない場合は、運用実績連動部分から上乗せ生存給付金額を振替えます。（運用実績連動部分からの振替金額が不足する場合は、円受取の目標額に到達しません。）

＊目標準備金は積立利率とは異なる「所定の利率」で運用されます。
この利率は金利水準等により変動します。

円で目標設定（定率のみ）タイプ

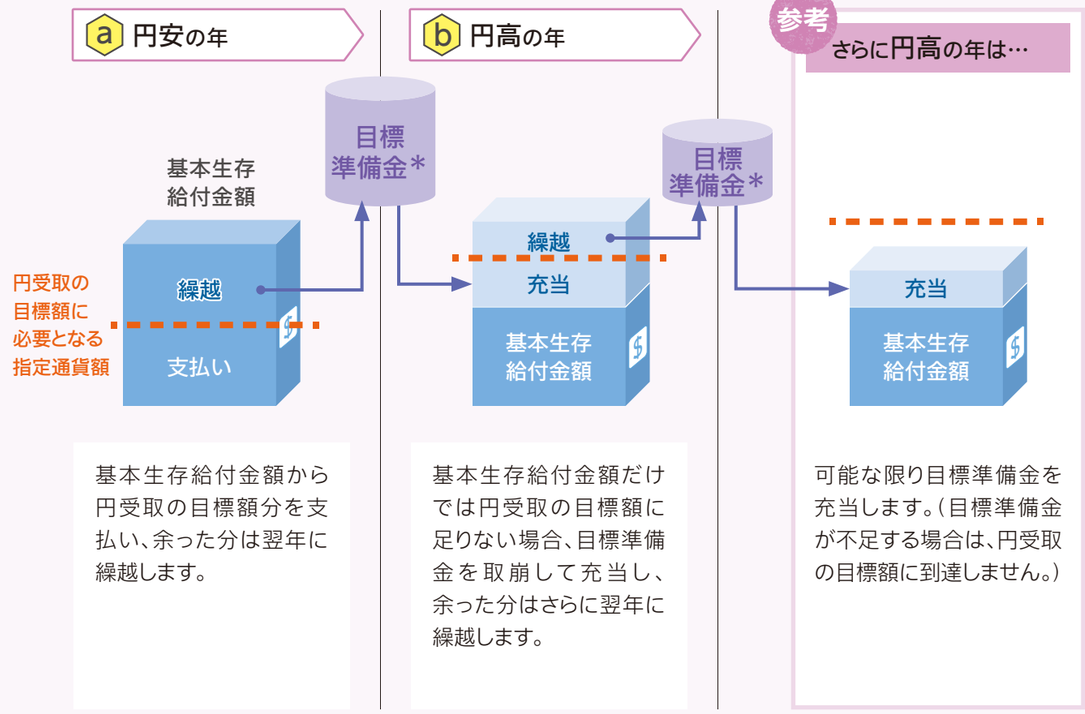
定率部分だけで、
円受取額を
調整します。

基本生存給付金額と同額を定率部分から毎年払出し、円受取の目標額に応じて以下の調整を行います。



P.7-8

この部分を例にご説明



基本生存給付金額から円受取の目標額分を支払い、余った分は翌年に繰越します。

基本生存給付金額だけでは円受取の目標額に足りない場合、目標準備金を取崩して充当し、余った分はさらに翌年に繰越します。

可能な限り目標準備金を充当します。（目標準備金が不足する場合は、円受取の目標額に到達しません。）

＊目標準備金は積立利率とは異なる「所定の利率」で運用されます。
この利率は金利水準等により変動します。

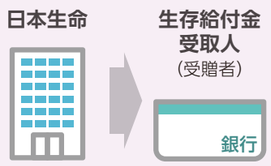
円で目標設定タイプ　円で目標設定（定率のみ）タイプ　の生 存給付金のお受取りについて

請求書類の提出を省略できます。

わたす　請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、生存給付金の受取人等を変更しない場合、必要書類を提出いただかなくても請求手続があったとみなし、生存給付金をお支払いします。

つかう　請求書類の提出は1回目から省略できます。
※「そのまま受取タイプ」の生存給付金の請求書類の提出も1回目から省略できます。

通常の暦年贈与（暦年課税の贈与）手続との比較　わたす スマート贈与

通常の暦年贈与の際に、一般的に行われること	贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約を取交わします。	金銭贈与の場合、毎回、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みます。
		
「夢のプレゼント2」なら **暦年贈与の手続きが簡単**	日本生命が発行するお支払いの通知が贈与の記録となりますので、贈与契約書や受贈者への確認書などの作成は不要です。 また、1回目の贈与時の請求手続により、2回目以降は、生存給付金受取人（受贈者）や贈与金額に変更がなければ、必要書類を提出いただかなくても請求手続があったとみなし、1回目と同様にお支払いします。 ※毎回、日本生命から契約者（贈与者）に変更有無の確認を行います。変更がある場合は、所定の書類にて請求いただきます。	生存給付金受取人（受贈者）の口座へ、毎回、日本生命がお振込みします。
	 	

「夢のプレゼント2」を活用した贈与は、以下の理由から定期贈与（定期金に関する権利の贈与）に該当しません。

- 生存給付金受取人は、契約応当日および保険期間満了時までは生存給付金を受取る権利を有していない。（契約者が生存給付金受取人を変更できる。）
- 契約者（被保険者）が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われる。＊
  ＊死亡保険金受取人と生存給付金受取人が同一人である場合も同様

定期贈与とは

たとえば「2,200万円を20年間に分けて毎年110万円ずつ贈与する」といった約束をして贈与を行うことをいいます。定期贈与があったと認定されると、この例だと2,200万円の総額に対し課税され、贈与税が高額になります。

自在に「わたす」「つかう」ことができます。　わたす スマート贈与　つかう 自分年金

生存給付金受取人は、契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族から指定いただけます。

➡ 3親等内の親族の範囲はP.22をご確認ください。

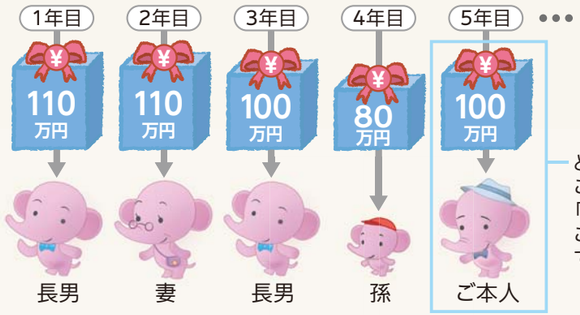
※「そのまま受取タイプ」の生存給付金受取人は契約者になります。

保険期間の途中で、生存給付金受取人や円受取の目標額を変更できます。

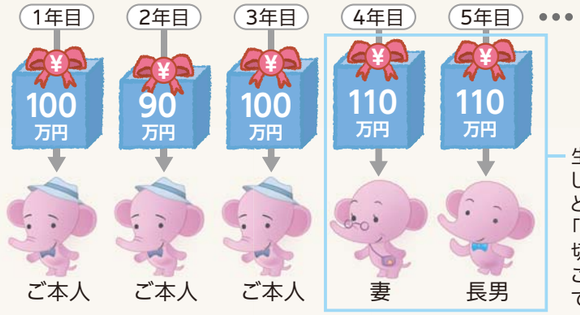
日本生命に請求いただければ、生存給付金受取人（受贈者）の変更、および円受取の目標額の変更が可能です。
そのため、「わたす」から「つかう」へ、「つかう」から「わたす」へ、ご希望に応じて自由に変更できます。

※「そのまま受取タイプ」は変更できません。

「わたす」の変更例



「つかう」の変更例



⚠ 円受取の目標額の設定可能範囲は、➡ P.56をご確認ください。

生存給付金の税制上のお取扱い

わたす　**契約者（保険料負担者）と生存給付金受取人が別人の場合**

贈与税の課税対象となります。
1月1日～12月31日までの間に生存給付金受取人が受取った贈与財産が基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

基礎控除額（贈与財産の価額から控除する金額）**毎年110万円**

※ただし、満了時に契約者が受取った金額は所得税（雑所得）＋住民税の課税対象となります。

つかう　**契約者（保険料負担者）と生存給付金受取人が同一人の場合**

所得税（雑所得）＋住民税の課税対象となります。

➡ P.41-42とP.57をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2020年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

円で目標設定タイプ

生存給付金額の例

円受取の目標額は、設定可能範囲の中で**自由に決められ**、また、保険期間の**途中で変更**することもできます。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.56をご確認ください。

ご注意
- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

➡ 詳細はP.35-38をご確認ください。

当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
詳しくは提案書をご確認ください。

運用実績連動部分の成績次第ですが、運用成績が良ければ、円受取の目標額どおり効果的に受取ることが期待できます。

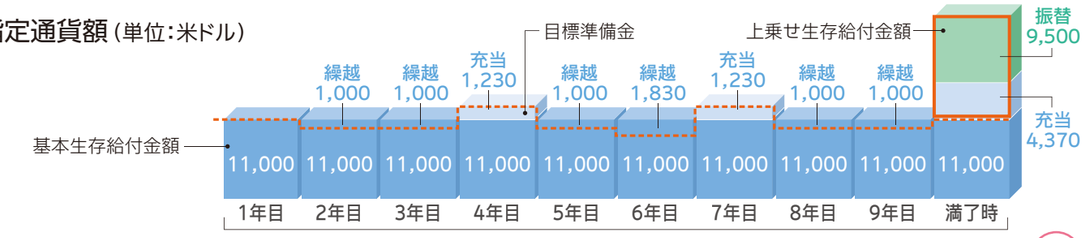
前提条件
- 基本保険金額の配分比率：①③〔定率部分：10.4万米ドル／運用実績連動部分：0.6万米ドル〕、②〔定率部分：9.5万米ドル／運用実績連動部分：0.5万米ドル〕
- 積立利率：1.00%
- 基本生存給付金額：①③1.1万米ドル、②1.0万　米ドル
- 運用実績連動部分の運用成果：①②は毎年＋5%、③は毎年－5%
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

贈与税の基礎控除（毎年110万円）を活用するため、円受取の目標額を110万円とするケース

米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	110	90	110	120	90	110	110	100

例❶ 一時払保険料11万米ドル（円払込み 1,100万円）

■指定通貨額（単位：米ドル）



合計119,500米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）



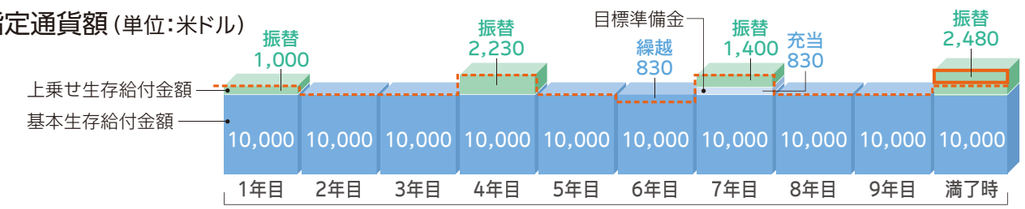
合計1,230万円



贈与税の基礎控除を活用し毎年110万円を生前贈与しながら、満了時に運用成果を契約者が受取ることもできるね

例❷ 一時払保険料10万米ドル（円払込み 1,000万円）

■指定通貨額（単位：米ドル）



合計107,110米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）



合計1,110万円



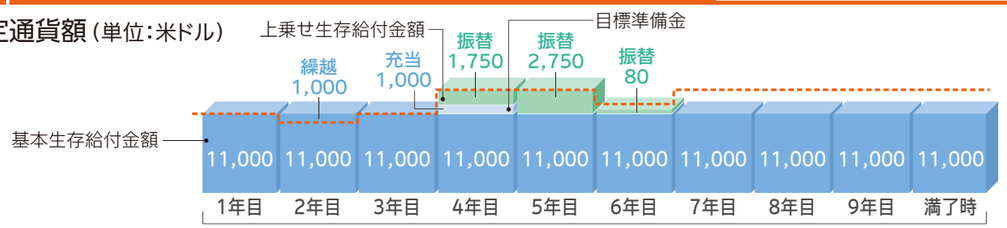
少ない元本でも目標額を目指してふやしながら、毎年110万円を生前贈与できるのね

米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	100	80	80	90	80	80	80	80

例❸ 一時払保険料11万米ドル（円払込み 1,100万円）

例①について円受取の目標額未満となる例

■指定通貨額（単位：米ドル）



合計114,580米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）

為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合など、円で一定額を「わたす」「つかう」ことができなくなる可能性があります。

➡ P.45-46「受取額シミュレーション」をあわせてご確認ください。



この例の場合、この時点で運用実績連動部分の積立金が枯渇しています。



合計960万円

ご参考 指定通貨での生存給付金支払合計額と積立金額の推移（各年の支払後の金額を記載）

（単位：米ドル）

		契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
運用実績連動部分	生存給付金支払合計額	0	0	0	0	1,750	4,500	4,583	4,583	4,583	4,583	4,583
	積立金額	5,816	5,525	5,249	4,986	2,987	88	0	0	0	0	0
定率部分	生存給付金支払合計額	0	11,000	21,000	32,000	44,000	55,000	66,000	77,000	88,000	99,000	110,000
	積立金額	104,184	94,226	85,168	75,010	63,750	53,388	42,922	32,351	21,674	10,891	0
	内、目標準備金額	0	0	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

※この表の数値は1ドル単位で表示しています。

円で目標設定（定率のみ）タイプ

生存給付金額の例

円受　取の目標額は、設定可能範囲の中で
自由　に決められ、
また、保険期間の**途中で変更**することもできます。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.56をご確認ください。

ご注意

- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

➡ 詳細はP.35-38をご確認ください。

当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、
将来の運用成果等を保証するものではありません。
詳しくは提案書をご確認ください。

安定的にふやしながら、**円受取の目標額どおり受取る**ことをめざします。

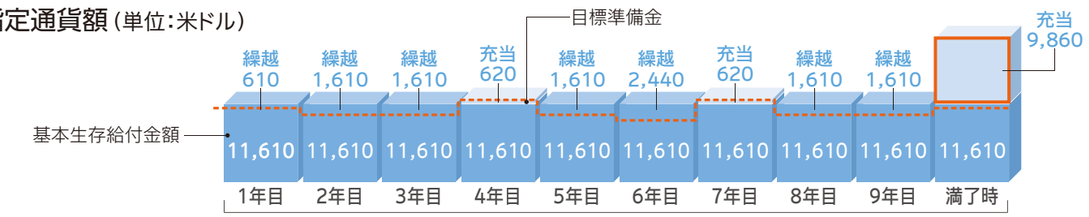
前提条件
- 基本保険金額の配分比率：①③〔定率部分：11万米ドル／運用実績連動部分：0万米ドル〕、②〔定率部分：10万米ドル／運用実績連動部分：0万米ドル〕
- 積立利率：1.00%
- 基本生存給付金額：①③1.161万米ドル、②1.055万米ドル
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

贈与税の基礎控除（毎年110万円）を活用するため、円受取の目標額を110万円とするケース

米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	110	90	110	120	90	110	110	100

例❶ 一時払保険料11万米ドル（円払込み 1,100万円）

■指定通貨額（単位：米ドル）



合計116,100米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）

満了時には、目標額超過分をすべて契約者にお支払いします。

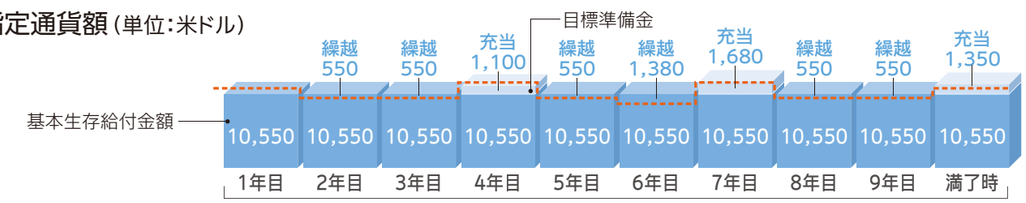




合計1,200万円

例❷ 一時払保険料10万米ドル（円払込み 1,000万円）

■指定通貨額（単位：米ドル）

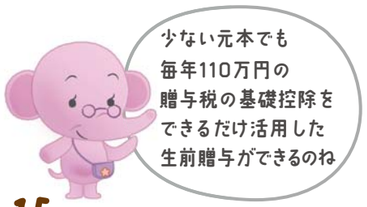


合計105,500米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）





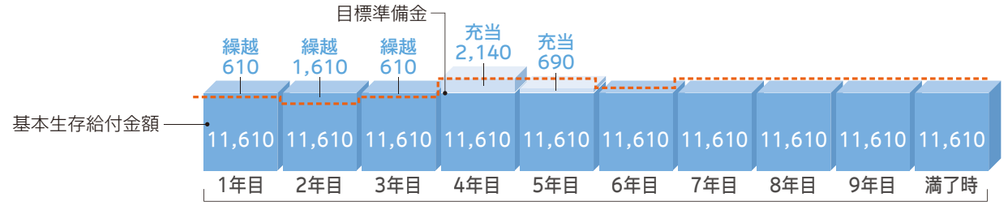
合計1,080万円

米ドル/円レートの設例	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
	100	100	110	100	80	80	90	80	80	80	80

例❸ 一時払保険料11万米ドル（円払込み 1,100万円）

例①について円受取の目標額未満となる例

■指定通貨額（単位：米ドル）



合計116,100米ドル

円換算

■円での受取額（単位：万円）

為替が円高で推移した場合など、円で一定額を「わたす」「つかう」ことができなくなる可能性があります。

➡ P.47-48「受取額シミュレーション」をあわせてご確認ください。



この例の場合、この時点で定率部分の目標準備金が枯渇しています。



合計990万円

ご参考 指定通貨での生存給付金支払合計額と積立金額の推移（各年の支払後の金額を記載）

（単位：米ドル）

		契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
定率部分	生存給付金支払合計額	0	11,000	21,000	32,000	45,750	58,070	69,684	81,298	92,912	104,526	116,140
	積立金額	110,000	100,100	91,095	80,984	68,015	56,368	45,318	34,157	22,884	11,499	0
	内、目標準備金額	0	614	2,228	2,842	706	0	0	0	0	0	0

※この表の数値は1ドル単位で表示しています。

そのまま受取タイプ

特徴としくみ　保険期間10年の例

つかう 自分年金

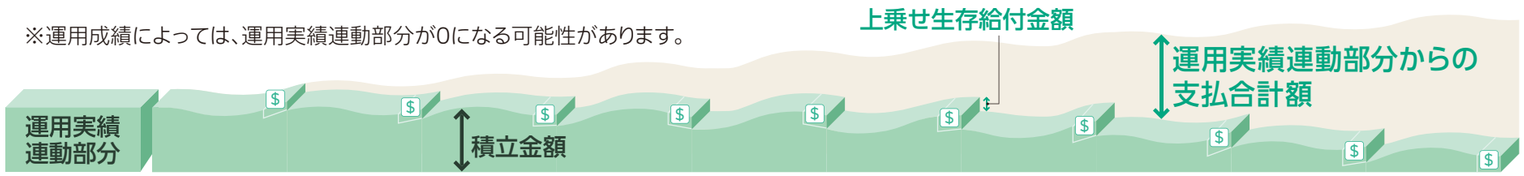
外貨の金利＋積極 運用の成果をそのまま翌年から受 取り「つかう」。

ご注意
- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

〈イメージ図〉

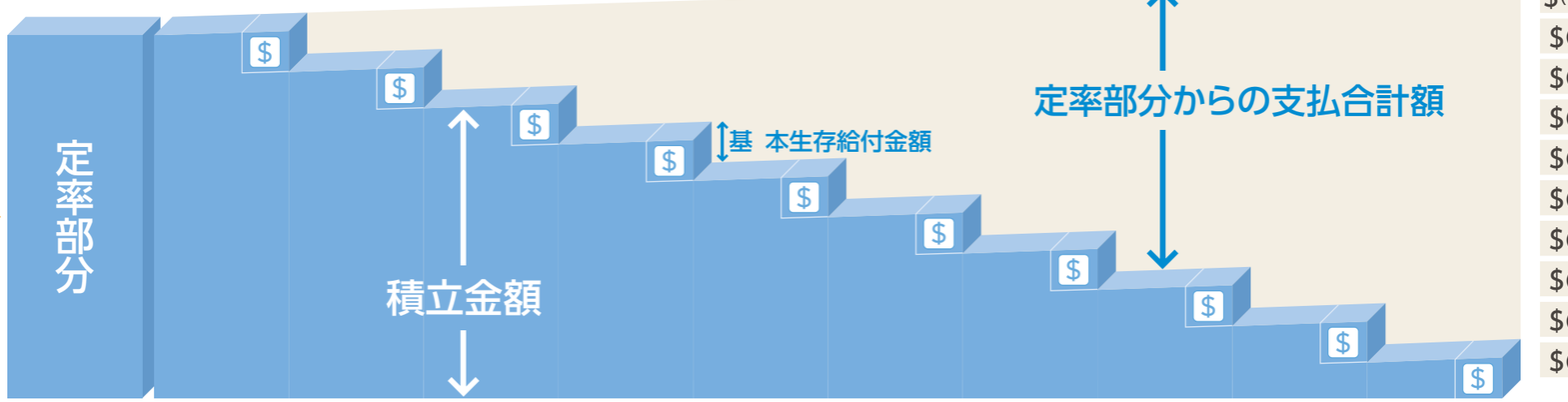
※運用成績によっては、運用実績連動部分が0になる可能性があります。



◎告知なし

入金通貨
- 3万米ドル以上
- 3万豪ドル以上
- 300万円以上

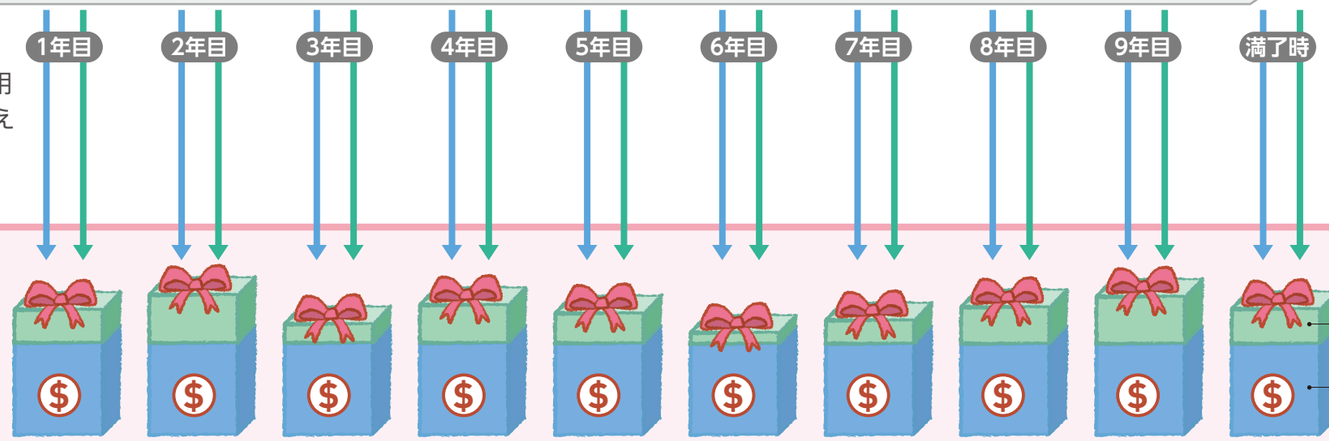
一時払保険料（指定通貨）



※運用実績連動部分と定率部分の比率は、ご契約時の定率部分の積立利率により決まります。

保険期間は、10年、15年、20年、 30年(米ドルのみ)から選択いただけます。

契約日



「基本生存給付金額」と同額を定率部分から毎年払出し、運用実績連動部分の運用成果を「上乗せ生存給付金額」として加えてお支払いします。

※上乗せ生存給付金額の計算方法はP.28をご確認ください。

毎年、**基本生存給付金額**に**上乗せ生存給付金額**を加えて、**外貨**でそのままお支払い。

- 上乗せ生存給付金額
- 基本生存給付金額

運用成果からの上乗せが楽しみね



特約を付加すれば、**円で受取る**こともできます。

円で目標額を設定して一定額を「つかう」ことをご希望の場合は、P.5-8 **円で目標設定タイプ** **円で目標設定(定率のみ)タイプ** をご確認ください。

外貨で受取るか、円で受取るかは、毎年 選択できます。

※以上のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

保険期間満了時における定率部分からの支払合計額は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。



契約者（被保険者）が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細は P.21-22 をご確認ください。

保険期間の途中で解約した場合、解約払戻金が支払われます。

詳細は P.29 をご確認ください。

円で目標設定タイプ　そのまま受取タイプ　運用 実績連動部分のしくみ

～各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について～

２つのポートフォリオへの配分を、株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。

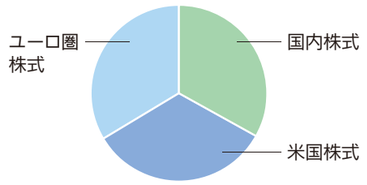
用語のご説明
- ○ポートフォリオ――安全性や収益性を考えた、**分散投資の組合せのこと**です。
- ○ボラティリティ――**資産価格の変動性のこと**で、数値が高いほど価格の変動幅は大きくなります。
- ○レバレッジ取引――レバレッジとは梃子（てこ）を意味し、**少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のこと**です。

株式市場が好調なときには 株式ポートフォリオで運用



- ●国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
  - –ボラティリティ上限は年率45%程度
  - ※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- ●各資産への投資割合は固定となります。

投資割合イメージ



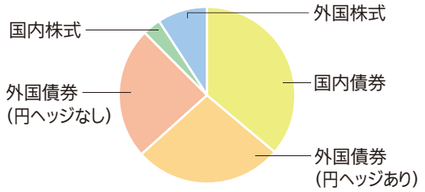
株式市場のトレンドを日々計測し、ルールにもとづき自動切替

株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオで運用



- ●リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
  - –ボラティリティ上限は年率20%程度
  - ※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- ●各資産への投資割合は原則月1回見直します。
  - –安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映

投資割合イメージ



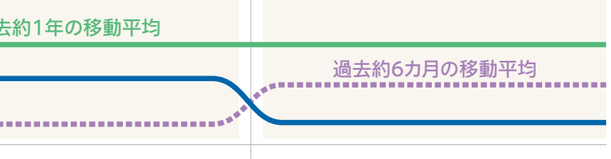
配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、過去約1年の移動平均および過去約6カ月の移動平均とを比較して配分します。

どんなときにポートフォリオを切替えるか、はっきりしているから安心だよ



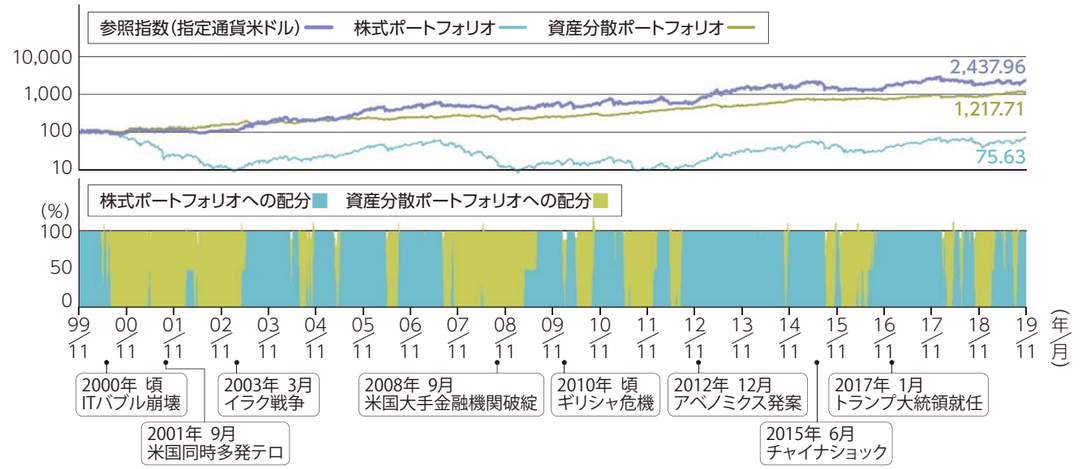
強い上昇トレンド	上昇トレンド	下降トレンド
株式市場の「直近約1週間の水準」が		
「過去約1年の移動平均」および「過去約6カ月の移動平均」の両方を上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」を下回っている場合
配分指示		
株式ポートフォリオ 100%	株式ポートフォリオ 50%　資産分散ポートフォリオ 50%	資産分散ポートフォリオ 100%



＊同水準である場合を含みます。　※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

1999年11月末を100として2019年11月末まで運用したと仮定
- ●「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の「配分切替ルールにもとづく配分割合の推移」を示しています。（レバレッジ取引を利用）
- ●参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- ●運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。

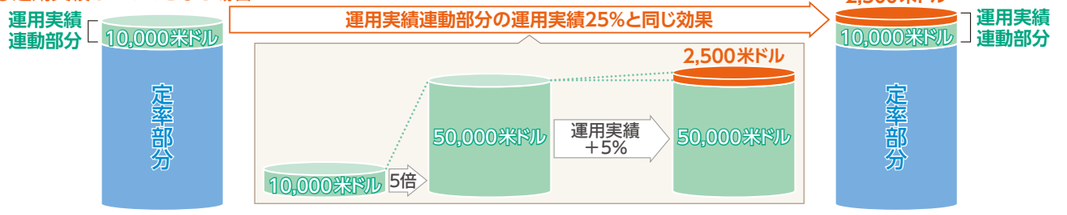


※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。

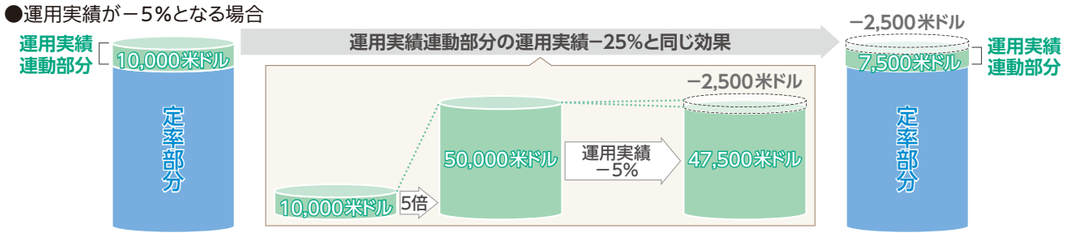
レバレッジ取引のイメージ　指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ

※諸費用や税金は考慮しておりません。

●運用実績が＋5%となる場合



●運用実績が－5%となる場合



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、
大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額が0になる可能性があります。
なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。

ご注意　運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。

詳細はP.36、特別勘定のしおり をご確認ください。

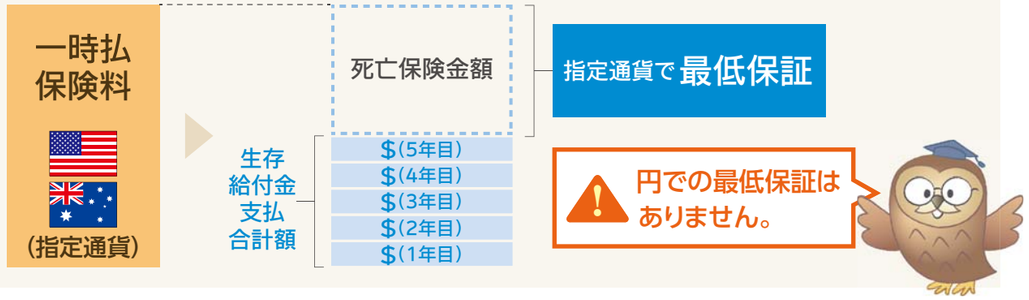
死亡保険金について

円で目標設定タイプ　そのまま受取タイプ

死亡保険金額には指定通貨で最低保証があります。
すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額が、指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

契約者（被保険者）の死亡時には、
積立金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。
ただし、死亡時点の積立金額または解約払戻金額*が、すでに受取った生存給付金と合算して
一時払保険料を下回る場合は、以下の「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」が
死亡保険金として最低保証されます。

イメージ　例　5回目と6回目の契約応当日の間に被保険者が死亡した場合



円で目標設定（定率のみ）タイプ

死亡保険金額は指定通貨で積立金額以上が保証されます。
すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額は、指定通貨で一時払保険料を必ず上回ります。

契約者（被保険者）の死亡時には、
積立金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。

イメージ　例　5回目と6回目の契約応当日の間に被保険者が死亡した場合



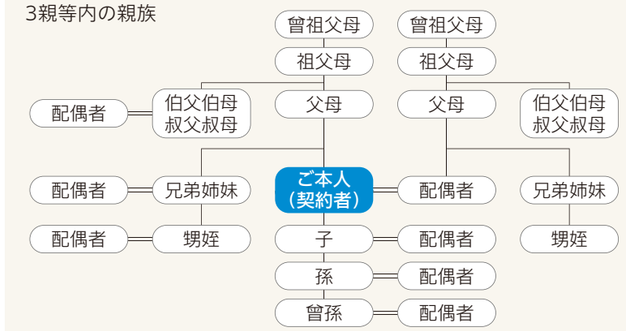
＊「円で目標設定タイプ」「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、「積立金額＋目標準備金額」または「解約払戻金額＋目標準備金額」となります。

ご注意
- ●ご負担いただく費用があります。
- ●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
- ●「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

死亡保険金受取人は、契約者の配偶者または3親等内の親族から指定いただけます。（複数人指定可）

※複数人指定いただいた際は、個別の口座に死亡保険金をお振込みできる場合もあります。
※海外に居住されている方や外国籍の方も指定いただけます。
ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う必要があります。



死亡保険金の税制上のお取扱い

死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。
受取人が相続人*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、
死亡保険金の非課税額を活用することができます。

死亡保険金の非課税額＝500万円×法定相続人の数*2

＊1　相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。
＊2　法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、養子は人数が限られます。（被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで。）

P.41-42をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2020年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生命保険ならではのメリットもあります。



死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外*3となります。

＊3 ただし、相続人間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかにお受取りいただけます。

死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内*4にお受取りいただけます。

＊4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。
●所定の請求書　●死亡診断書（コピー可）　●所定の本人確認書類（コピー可）
※その他、戸籍謄（抄）本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。
P.40をご確認ください。



契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、
特にご確認いただきたい事項です。

●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。

●ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項および
ご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。
詳細については ご契約のしおり―約款 をご確認ください。

「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合

運用実績連動部分の詳細については 特別勘定のしおり をご確認ください。

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合

❼運用実績連動部分の概要、 特別勘定のしおり のご確認は不要です。

	記載ページ
❶保険のしくみ	P.25
❷積立利率	P.29
❸保障内容	P.29
❹解約払戻金	P.29
❺特約	P.30
❻引受条件(2020年4月現在)	P.31
❼運用実績連動部分の概要	P.33
❽リスク	P.33
❾諸費用	P.33

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)
このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)とする取扱に関する特約」を「特別定期保険(定率のみ型)とする特約」と記載しております。

※「基本生存給付金額」とは、タイプごとにそれぞれ次の金額をいいます。
・「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」
基本保険金額÷保険期間(年)
・「円で目標設定(定率のみ)タイプ」
基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた金額を保険期間で除する算式によって計算された金額

❶ 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険（米ドル建・豪ドル建）
【円で目標設定タイプ、そのまま受取タイプ】

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険（定率のみ型）（米ドル建・豪ドル建）
【円で目標設定（定率のみ）タイプ】

この保険は、被保険者が契約応当日または保険期間満了時に生存しているときに生存給付金を
お支払いする外貨建の保険で、特別勘定で運用する運用実績連動部分の有無を
選ぶことができます。

指定通貨と保険期間を選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、保険期間は
５年＊1・10年・15年・20年・30年＊2から選択いただきます。
ご契約後にこれらを変更することはできません。

＊1「円で目標設定（定率のみ）タイプ」のみ選択可能
＊2 米ドルのみ選択可能

一時払保険料と責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日（日本生命指定の金融機関に着金した日）が
責任開始の日となります。

選べる3つのタイプ

円で目標設定タイプ

- 積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。
  定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる
  基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
  運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、
  その運用実績を反映します。
- 生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- 「円で目標設定タイプ」を選択された場合は、円建目標生存給付金額指定特約が付加されます。

円で目標設定（定率のみ）タイプ

- 運用実績連動部分を０にして、一時払保険料をすべて定率部分として、
  積立利率にもとづき運用します。基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
- 生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- 「円で目標設定（定率のみ）タイプ」を選択された場合は、
  円建目標生存給付金額指定特約と特別定期保険（定率のみ型）とする特約が付加されます。

そのまま受取タイプ

- 積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。
  定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる
  基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
  運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、
  その運用実績を反映します。
- 生存給付金額は、基本生存給付金額に運用実績に応じた上乗せを行います。

次ページへ続く

指定通貨で生存給付金額と死亡保険金額の合計を最低保証

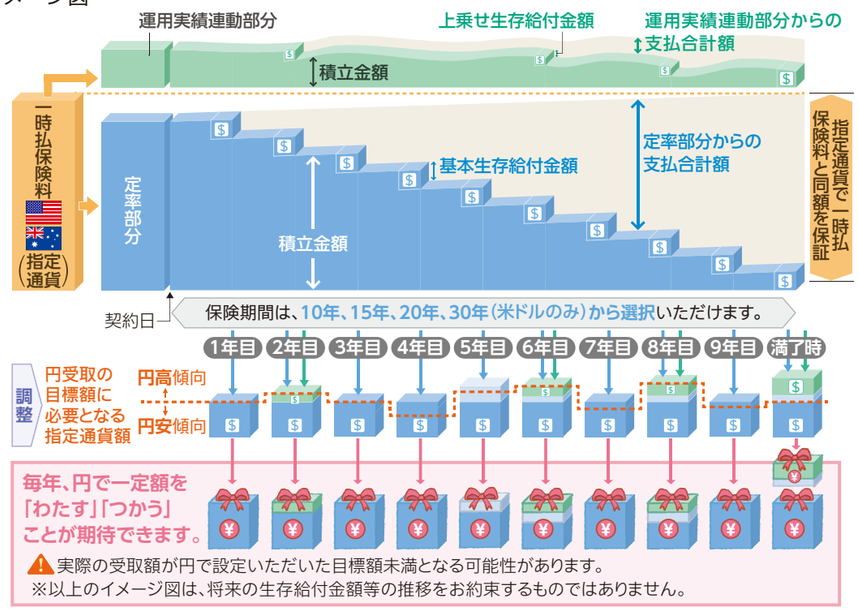
保険期間満了時まで被保険者が生存された場合、生存給付金支払合計額＊3は
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。
保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、そのときの積立金額等にもとづき計算される
死亡保険金額をお支払いします。生存給付金支払合計額と死亡保険金額の合計は
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

＊3「円で目標設定タイプ」「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、
生存給付金支払合計額は、毎年円で支払われた生存給付金額を
日本生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額の合計となります。
保険期間満了時に目標額超過分を契約者に支払うときは、
その金額を指定通貨に換算した金額と生存給付金支払合計額の合計が
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

円で目標設定タイプ

- 運用実績連動部分からの「振替」や目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、
  生存給付金額が円建目標生存給付金額（円受取の目標額）となるように
  調整してお支払いします。生存給付金の支払通貨は円のみです。
- 生存給付金受取人は契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族となります。

●イメージ図



※円で一定額となるように調整するしくみはP.9をご確認ください。

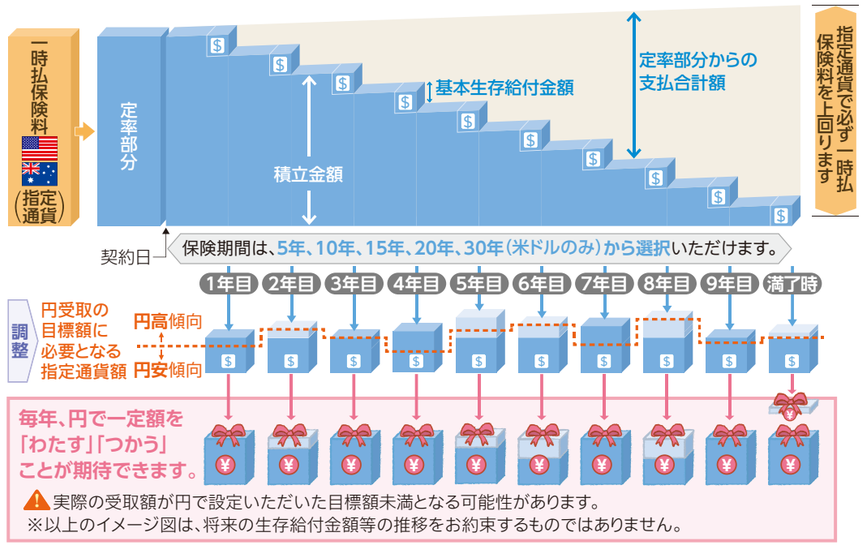
為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合など、
毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

次ページへ続く

円で目標設定（定率のみ）タイプ

- 運用実績連動部分を０にして、一時払保険料をすべて定率部分として、積立利率にもとづき運用します。
- 目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、生存給付金額が円建目標生存給付金額（円受取の目標額）となるように調整してお支払いします。
  生存給付金の支払通貨は円のみです。
- 生存給付金受取人は契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族となります。

●イメージ図



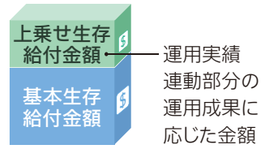
※円で一定額となるように調整するしくみはP.10をご確認ください。

為替が円高に推移した場合など、毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

次ページへ続く

そのまま受取タイプ

- 基本生存給付金額に、「運用実績連動部分の運用成果に応じた金額」を上乗せしてお支払いします。
  生存給付金の支払通貨は指定通貨と円から選択いただけます。
- 生存給付金受取人は契約者本人のみとなります。
- 運用実績連動部分の運用成果に応じた金額は以下のように計算します。

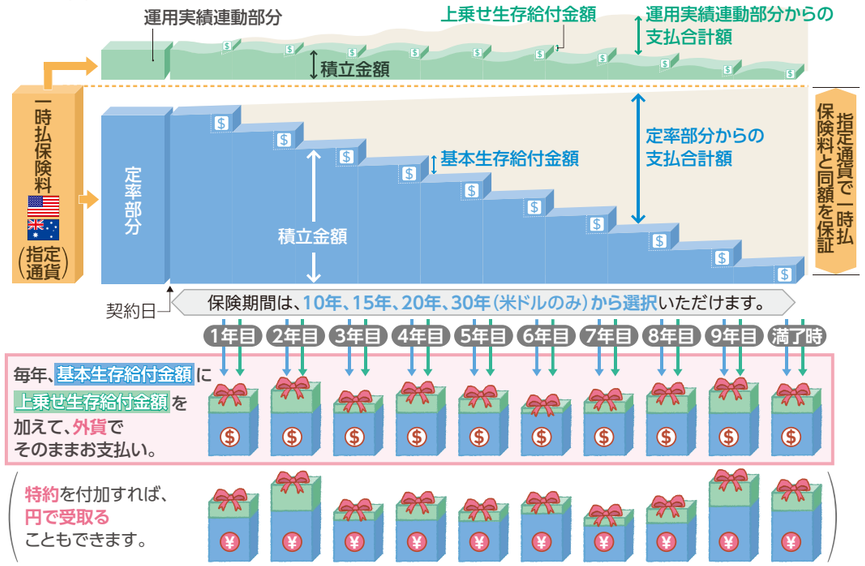


$$\text{保険期間中の契約応当日の金額} = \frac{\text{契約応当日の前日における運用実績連動部分の積立金額}}{\text{契約応当日からその日を含めて保険期間満了の日までの年数}*4+1}$$

保険期間満了時の金額 ＝ 保険期間満了時における運用実績連動部分の積立金額

＊4 日数は切捨て

●イメージ図



※以上のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

2 積立利率

積立利率＊1は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。
責任開始の日において、以下のように計算されます。
積立利率＝指標金利＊2の所定の期間における平均値＋所定の率－保険契約関係費率

＊1 通貨および保険期間ごとに毎月2回（1日と16日）設定
＊2 指定通貨および保険期間に応じて定める国債の流通利回りをいいます。

3 保障内容

生存給付金	**保険期間中の契約応当日** 契約応当日に被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。 **保険期間満了時** 被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。
死亡保険金	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下のいずれか大きい金額です。

円で目標設定タイプ、 そのまま受取タイプ	①一時払保険料－生存給付金支払合計額 ②積立金額 ③解約払戻金額 ※「円で目標設定タイプ」の場合、 ②・③に目標準備金額が加算された金額になります。
円で目標設定（定率のみ）タイプ	①積立金額＋目標準備金額 ②解約払戻金額＋目標準備金額

4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日＊の以下の金額となり、
選択されたタイプにより異なります。

円で目標設定タイプ、 そのまま受取タイプ	解約払戻金額 ＝ 定率部分の積立金額 ×（1－市場金利調整率）＋ 運用実績連動部分の積立金額 － 解約控除額
円で目標設定（定率のみ）タイプ	解約払戻金額 ＝ 定率部分の積立金額 ×（1－市場金利調整率）－ 解約控除額

●市場金利調整率＝

$$1-\left[\frac{1+\text{この保険契約に適用される積立利率}}{1+\text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}+0.3\%}\right]^{\frac{\text{残存月数}}{24}}$$

・残存月数＝解約日から保険期間満了の日までの月数（端数日は切上げ）
・0.3%は債券を売却するための費用等をふまえ割り引いた率となります。
詳しくは、P.36をご確認ください。

●解約控除額＝一時払保険料×解約控除率

➡ 解約控除率は P.38 をご確認ください。

＊「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、日本生命が必要書類を受付けた日、
「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、
ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

5 特約

円入金特約

保険料を円でお払込みいただける特約です。
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。
※この特約を付加せずに保険料をお払込みいただき、
クーリング・オフを行った場合は、お払込みいただいた通貨でお返しします。

➡ 詳細は P.43-44 をご確認ください。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨＊1でお払込みいただける特約です。
一時払保険料は払込金額を指定通貨に換算した額になります。
＊1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

生存給付金円支払特約

「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合に、
生存給付金を円に換算してお支払いする特約です。

円建目標生存給付金額指定特約

「円で目標設定タイプ」「円で目標設定（定率のみ）タイプ」を選択いただいた場合に
付加される特約で、生存給付金について円建目標生存給付金額を定めることができます。
円建目標生存給付金額は変更することができます。
※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取扱いできません。

特別定期保険（定率のみ型）とする特約

「円で目標設定（定率のみ）タイプ」を選択いただいた場合に付加される特約です。
運用実績連動部分が0となるため、特別勘定に関する取扱は適用されません。
※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取扱いできません。

➡ 次ページへ続く

通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM＋50銭	日本生命が保険料を受領した日
外貨入金特約	(指定通貨のTTM＋25銭) ÷ (払込通貨のTTM－25銭)	日本生命が保険料を受領した日
円支払特約	TTM－50銭	日本生命が必要書類を受付けた日*2
生存給付金 円支払特約	TTM－50銭	**保険期間中の契約応当日** 契約応当日または日本生命が 必要書類を受付けた日のいずれか遅い日 **保険期間満了時** 保険期間満了の日の翌日または日本生命が 必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
円建目標 生存給付金額 指定特約	TTM－50銭	**保険期間中の契約応当日** 契約応当日の前日 **保険期間満了時** 保険期間満了の日

＊2「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、
解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日
※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
上記適用日に為替レートが公表されない場合は、以下の日が適用日となります。
円建目標生存給付金額指定特約以外：次の公表される日
円建目標生存給付金額指定特約：同日前の最も近い公表される日
※為替レートは将来変更されることがあります。

6 引受条件(2020年4月現在)

一時払保険料	最低*1	3万米ドル　(1米ドル単位)	
		3万豪ドル　(1豪ドル単位)	
		300万円　(10万円単位)	
	最高*2	7億円	
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	
増額および減額		取扱いなし	
保険期間と年齢範囲*3		5年(「円で目標設定(定率のみ)タイプ」のみ)	15～90歳
		10年	15～85歳
		15年	15～80歳
		20年	
		30年(米ドルのみ)	15～75歳

次ページへ続く

被保険者	契約者本人
生存給付金受取人	契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族*4
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族
配当金	なし
指定代理請求人	契約者は、あらかじめ指定代理請求人を1名指定できます。
代理請求できる場合	被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合で、 生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると 日本生命が認めたとき
指定代理請求人の範囲	(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。

円建目標生存給付金額指定特約を付加している場合

円建目標生存給付金額の指定範囲	円入金特約付加の場合： 円払込金額÷保険期間(年)×20～130% 円入金特約未付加の場合： (基本保険金額÷保険期間(年))×着金日*5*6の為替レート×20～130%*7
円建目標生存給付金額の変更	随時取扱います。

＊1 払込通貨で判定
＊2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定
他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ予定利率変動型一時払逓増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険の
ご契約がある場合は、それらを合算して判定
＊3 契約者の契約日における満年齢
＊4 円建目標生存給付金額指定特約を付加していない場合、
生存給付金受取人は契約者本人のみ設定可能
＊5 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)
＊6 上記の適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日
＊7 お申込み時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。
※上記内容は将来変更される場合があります。

7 運用実績連動部分の概要

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、運用実績連動部分は0のため、特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。
特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、
実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。
投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、
株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は次のとおりです。

実質的な投資対象			株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ
国内株式	日本株式先物		○	○
外国株式	米国株式先物		○	○
	ユーロ圏株式先物		○	○
	香港株式先物		―	○
国内債券	日本10年国債先物		―	○
外国債券	円ヘッジあり	米国10年国債先物(円ヘッジあり)	―	○
		ドイツ10年国債先物(円ヘッジあり)	―	○
		英国10年国債先物(円ヘッジあり)	―	○
		豪州10年国債先物(円ヘッジあり)	―	○
	円ヘッジなし	米国10年国債先物(円ヘッジなし)	―	○
		ドイツ10年国債先物(円ヘッジなし)	―	○
		英国10年国債先物(円ヘッジなし)	―	○
		豪州10年国債先物(円ヘッジなし)	―	○

※法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。
特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、
それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、
今後変更することがあります。
その他運用実績連動部分の詳細につきましては、特別勘定のしおり をご確認ください。

8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.35-36・P.38をご確認ください。

9 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.37-38をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項です。

●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

●お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は
ご契約のしおり―約款 をご確認ください。

「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合
運用実績連動部分の詳細については特別勘定のしおり をご確認ください。

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合
7 特別勘定の廃止または統合、特別勘定のしおり のご確認は不要です。

記載ページ

引受保険会社の名称および住所 …… P.35
苦情・相談・請求等のお問合せ先 …… P.35
1 リスク …… P.35
2 諸費用 …… P.37
3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日 …… P.39
4 死亡保険金等のご請求 …… P.39
5 死亡保険金等をお支払いできない場合 …… P.40
6 解約払戻金 …… P.40
7 特別勘定の廃止または統合 …… P.40
8 税金の取扱い(2020年2月現在) …… P.41
9 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合 …… P.43
10 クーリング・オフ制度 …… P.43
11 無配当保険の特徴 …… P.44
12 生命保険会社が経営破綻した場合等 …… P.44

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)
このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

引受保険会社の名称および住所

引受保険会社　日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
https://www.nissay.co.jp

苦情・相談・請求等のお問合せ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661　東京都文京区本駒込2-28-8　文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621（通話料無料）
受付時間：月～金曜日9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により
生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、
原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された
裁定審査会を利用できます。

① リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、
必ずご確認ください。

P.61「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

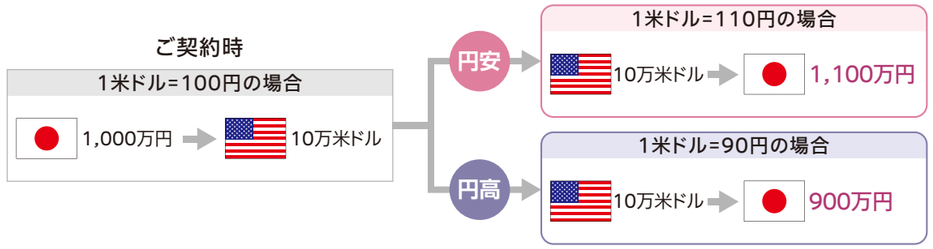
※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、（1）（2）（3）をご確認ください。
※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は、（1）（2）をご確認ください。

（1）為替変動リスク

生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等は為替レートの変動の影響を受けます。
- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
- 生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を円に換算した額の合計が、円払込金額または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した金額を下回ることがあります。

次ページへ続く

為替変動リスクの例（米ドル建の場合）

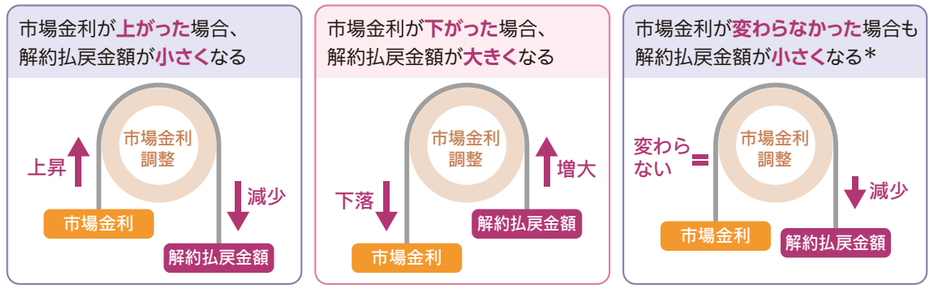


（2）金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。
　-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。
定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。
債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、
この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。

※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

市場金利の影響のイメージ



※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を「市場金利」として説明しています。
＊債券を売却するための費用等をふまえ割り引いた率「0.3%」により、小さくなります。
P.29「4.解約払戻金」をあわせてご確認ください。

（3）特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、
保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。
　-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。
投資対象については、P.33をご確認ください。

（1）～（3）のリスクは複合的に発生する場合があります。
そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、例1・例2・例3をご確認ください。
※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は、例3をご確認ください。

例1	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例2	景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例3	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

② 諸費用

ご契約に際して、お客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

P.61「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、①②③④をご確認ください。
※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は、①③④をご確認ください。

①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために
必要な費用等（保険契約関係費）であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

②運用実績連動部分にかかる費用

項目			費用
保険契約関係費 〔ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するための費用〕			特別勘定資産の総額に対して 年率1.85%
資産運用関係費	投資信託の信託報酬		投資信託の純資産総額に対して 年率0.20%(税抜)
	金融派生商品の取引にかかわる費用	助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用	実際の運用金額に対して 年率3.410%以内
		その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。
	監査費用		投資信託の純資産総額に対して 年率0.010%以内
	信託事務の諸費用		費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。

③通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	
外貨入金特約を付加し、払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては
P.31をご確認ください。

次ページへ続く

④解約をした場合の費用

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、
一時払保険料に経過年数別の解約控除率（下表）を乗じた金額を控除します。

保険期間5年

経過年数	0年以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
解約控除率	2.0%	1.3%	0.7%	0.3%	0.1%

保険期間10年、15年、20年、30年

経過年数	0年以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満
解約控除率	4.0%	3.2%	2.6%	2.0%	1.4%	1.0%	0.6%	0.4%	0.2%

※保険期間10年、15年、20年、30年で経過年数9年以上の場合、
解約の費用はかかりません。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。
詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

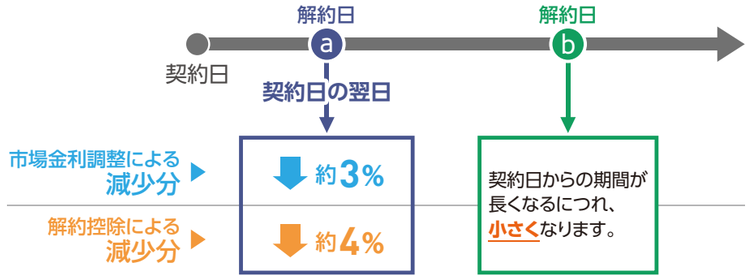
短期間で解約すると、受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短いⓐの方が、
解約日までの期間が長いⓑより市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、
受取額は小さくなります。
また、**市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。**

詳細はP.36をご確認ください。

減少割合の例

●保険期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を、「市場金利」として説明しています。
※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。
詳細につきましては、例表または提案書をご確認ください。

3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日（日本生命指定の金融機関に着金した日）が契約上の責任開始の日となります。
募集代理店および募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、
契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。
なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は、契約日が責任開始の日となります。

契約日

選択したタイプにより契約日が異なります。

円で目標設定タイプ、 そのまま受取タイプ	契約日は次のいずれか遅い日の翌日となります。 なお、次のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、 直後の営業日の翌日となります。 ①一時払保険料のお払込みが完了した日 ②日本生命がご契約のお申込みを承諾した日 ③契約の申込日から、その日を含めて8日目
円で目標設定（定率のみ）タイプ	責任開始の日

特別勘定への繰入日＊

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

＊「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、この項目のご確認は不要です。

4 死亡保険金等のご請求

- 死亡保険金等のお支払事由に該当した際は
  すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
  なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、
  契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 生存給付金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、
  お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 生存給付金受取人や死亡保険金受取人変更等、ご契約内容を変更する場合も
  すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
- 生存給付金のお支払い後、契約応当日より前に被保険者が死亡していたことが判明した場合、
  死亡保険金額からその支払われた生存給付金額を差引いてお支払いすることがあります。

5 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
  - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
  - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または
  死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると
  認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.29・P.38、
金利変動のリスクについてはP.36をご確認ください。
解約時の受取額の変動に影響を与える要素についてはP.60もあわせてご確認ください。
解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計は一時払保険料を下回ることがあり、
損失が生じる可能性があります。

7 特別勘定の廃止または統合

「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合、運用実績連動部分は０のため、
特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

- 関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる
  事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が
  償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を
  統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。
- 特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者に
  お知らせします。
- 特別勘定に関するその他詳細については 特別勘定のしおり をご確認ください。

8 税金の取扱い（2020年2月現在）

以下の内容は、2020年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
また、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等にかかる税金につきましては、
実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。
※個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご留意ください。

ご契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。
（他の保険料控除の対象とはなりません。）
ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が
自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

＜生存給付金の受取りに際してかかる税金＞

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税＊1 ※ただし、満了時に契約者が受取った金額には 所得税（雑所得）＋住民税

※雑所得の課税対象額＝その年にお受取りいただいた生存給付金額－必要経費

●必要経費＝第1回の生存給付金額＊2×必要経費割合

●必要経費割合＊3＝ $\left[\dfrac{\text{一時払保険料}*4}{\text{第1回の生存給付金額}*2 \times \text{保険期間(年)}}\right]$

＊1 以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。
●契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合
（この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して
20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。）
●相続開始前3年以内に生存給付金を贈与された場合
（「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を
取得した場合に限ります。）

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において 60歳以上の親または祖父母＊5
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において 20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	（1年間の受贈財産の合計価額 －110万円）×税率－控除額	〔受贈財産の合計価額（累計） －2,500万円〕×税率20%

＊2 指定通貨でお受取りいただいた場合は、
生存給付金額を第1回の生存給付金の支払事由発生日における為替レートにより
円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。
＊3 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。
＊4 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、
円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、
払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。
＊5 2021年12月31日まで住宅取得等資金の場合は贈与者の年齢制限なし。

P.57 をあわせてご確認ください。

次ページへ続く

＜解約払戻金の受取りに際してかかる税金＞

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税（所得税15.315%＋住民税5%）	所得税（一時所得）＋住民税

※一時所得の課税対象額＝
｛（解約払戻金）＋（配当金＊6）－（一時払保険料＊7）－（特別控除額50万円）｝×1／2
特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、
年間の一時所得合計額に対しての控除です。
＊6 当保険には配当金はありません。
＊7 生存給付金の受取りがあった場合は、一時払保険料から、既に受取った生存給付金に対する
必要経費合計額が差引かれます。

＜死亡保険金の受取りに際してかかる税金＞

税の種類
相続税

ご注意
相続人でない孫が生存給付金を受取り、他者が死亡保険金を受取った場合は、孫が相続開始前3年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金と死亡保険金を受取った場合、相続開始前３年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため相続税の非課税の取扱いを受けることができないことに加え、相続税が２割加算されます。

＜外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱い＞

この保険の外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱いは
円での生命保険契約と同じです。
次の基準により指定通貨を円換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

「円で目標設定タイプ」、「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の円換算方法

科目	為替レート適用日＊8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
生存給付金	生存給付金は円で支払われるため、円で受取った金額が基準となります。	
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場（TTB）
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場（TTB）

「そのまま受取タイプ」の円換算方法

科目	為替レート適用日＊8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
生存給付金	契約応当日 （最終の支払時は保険期間満了の日）	最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場（TTB）
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場（TTB）

＊8 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。
※外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨を最終対顧客電信売買相場仲値（TTM）で
円換算した金額となり、円入金特約を付加した場合は、円により払込まれた金額となります。
また、円支払特約や生存給付金円支払特約を付加した場合は、
生存給付金を円で受取った金額となります。

9 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
  保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約をもとに戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、
  配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての
  詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から３年以内の自殺の場合等には、
  死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて
8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回または
ご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
クーリング・オフ制度は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。
郵便により、上記期間内（8日以内の消印有効）に、以下の事項を記載した書面を
ニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項 ※黒ボールペンでご記入ください。

1. 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思（理由の記載は任意）
2. 申込番号
3. 一時払保険料の金額
   （円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を
   付加した場合は払込通貨での払込金額）
4. 取扱金融機関名・支店名（または、支社・営業部名、募集代理店名）
5. 返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
6. 書面作成日
7. 申込者または契約者の住所・電話番号
8. 申込者または契約者のお名前（自署）

（記入例）※円入金特約を付加した場合

日本生命保険相互会社 行
1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇
2 申込番号 ××××××××××
3 円払込金額 ×,×××,×××円
4 取扱金融機関 〇〇銀行 〇〇支店
5 返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
普通×××××××
口座名義人 〇〇〇〇
6 20××年××月××日
7 住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
8 お名前 日生　太郎

郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社　ニッセイダイレクト事務センター（クーリング・オフ担当）

次ページへ続く

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、
  日本生命に保険料としてお払込みいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。
  （円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。）

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨＊1	外貨＊2

＊1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。
また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、
金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

＊2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しいたします。
ただし、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替し、
お払込みをいただいた場合）、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、
以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
③為替差損（益）

11 無配当保険の特徴

この保険には、配当金はありません。また、この保険の契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- 日本生命は相互会社です。相互会社は、剰余金の分配のない保険契約を除き、
  契約者が契約の当事者となると同時に社員（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、定款の規定＊により
  この保険の契約者は日本生命の社員とはなりません。
- この保険の契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利は
  ありますが、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利はありません。
  なお、契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

＊定款第6条第1項：当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、
すべて社員となる。

12 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額、生存給付金額等が
削減されることがあります。
日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

ご参考 受取額シミュレーション

過去の実際の市場 環境にもとづき、受取額を計算しました。

円で目標設定タイプ

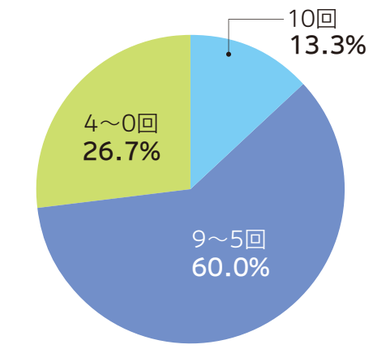
米ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
（1 2 120ケース）
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末　2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,100万円／円受取の目標額110万円

10年間の総受取額（生存給付金受取人と契約者の受取合計額）	平均	1,040万円
	最高	1,350万円
	最低	870万円
10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース		120ケース中30ケース
	割合	25.0%
毎年目標額どおり受取れたケース（10回すべての受取額が目標額どおり）		120ケース中16ケース
	割合	13.3%

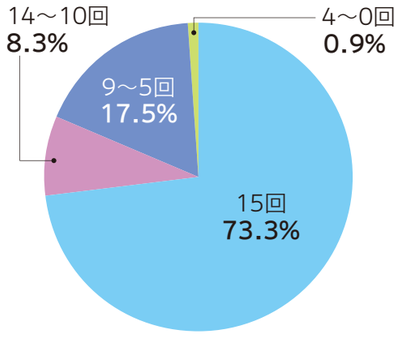
目標額どおり受取れたケース



2 保険期間15年／円払込金額1,650万円／円受取の目標額110万円

15年間の総受取額（生存給付金受取人と契約者の受取合計額）	平均	2,080万円
	最高	4,250万円
	最低	1,300万円
15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース		120ケース中88ケース
	割合	73.3%
毎年目標額どおり受取れたケース（15回すべての受取額が目標額どおり）		120ケース中88ケース
	割合	73.3%

目標額どおり受取れたケース



前提条件

- ケース数：1 2 120
- 積立利率：1 0.51%　2 0.57%
- 運用実績連動部分への配分比率：1 2.7%　2 4.4%
- 定率部分への配分比率：1 97.3%　2 95.6%
- 為替レート：契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2019年11月時点（全ケース固定）

- 費用：保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

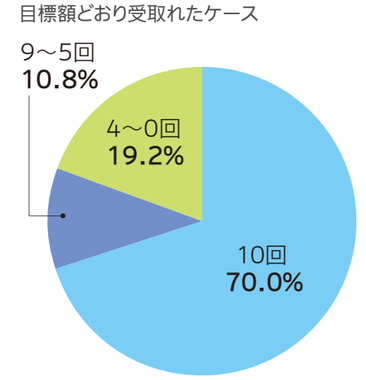
豪ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
（1 2 120ケース）
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末　2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,100万円／円受取の目標額110万円

10年間の総受取額（生存給付金受取人と契約者の受取合計額）	平均	1,250万円
	最高	1,630万円
	最低	870万円
10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース		120ケース中88ケース
	割合	73.3%
毎年目標額どおり受取れたケース（10回すべての受取額が目標額どおり）		120ケース中84ケース
	割合	70.0%

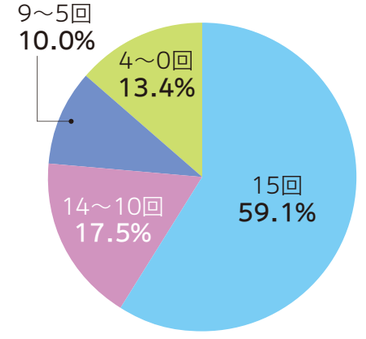
目標額どおり受取れたケース



2 保険期間15年／円払込金額1,650万円／円受取の目標額110万円

15年間の総受取額（生存給付金受取人と契約者の受取合計額）	平均	1,990万円
	最高	2,900万円
	最低	1,350万円
15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース		120ケース中87ケース
	割合	72.5%
毎年目標額どおり受取れたケース（15回すべての受取額が目標額どおり）		120ケース中71ケース
	割合	59.1%

目標額どおり受取れたケース



前提条件

- ケース数：1 2 120
- 積立利率*：1 0.19%　2 0.13%
- 運用実績連動部分への配分比率*：1 2 1.0%
- 定率部分への配分比率*：1 2 99.0%

＊金利情勢等により、販売を停止していた期間があった場合には、その期間の積立利率は販売可能な最低積立利率として計算しています。

- 為替レート：契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2019年11月時点（全ケース固定）

- 費用：保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点

シミュレーションに使用したデータは P.53-55 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

ご注意

「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年（1年目含む）の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

ご参考 # 受取額シミュレーション　過去の実際の市場 環境にもとづき、受取額を計算しました。

円で目標設定(定率のみ)タイプ

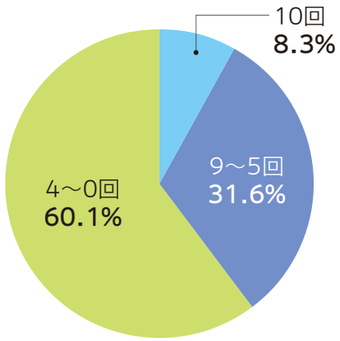
米ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
(1 2 120ケース)
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末　2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,100万円／円受取の目標額110万円

10年間の総受取額 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,020万円
	最高	1,330万円
	最低	850万円
10年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		120ケース中25ケース
	割合	20.8%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)		120ケース中10ケース
	割合	8.3%

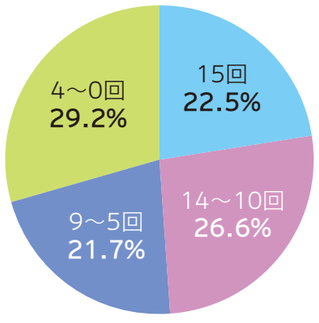
目標額どおり受取れたケース



2 保険期間15年／円払込金額1,650万円／円受取の目標額110万円

15年間の総受取額 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,580万円
	最高	2,190万円
	最低	1,260万円
15年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		120ケース中33ケース
	割合	27.5%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)		120ケース中27ケース
	割合	22.5%

目標額どおり受取れたケース



前提条件

- ケース数: 1 2 120
- 積立利率: 1 0.51%　2 0.57%
- 運用実績連動部分への配分比率: 1 2 0.0%
- 定率部分への配分比率: 1 2 100.0%
- 為替レート:契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 費用:保険契約関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

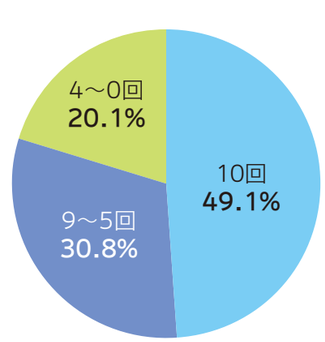
豪ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
(1 2 120ケース)
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末　2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,100万円／円受取の目標額110万円

10年間の総受取額 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,200万円
	最高	1,560万円
	最低	860万円
10年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		120ケース中85ケース
	割合	70.8%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)		120ケース中59ケース
	割合	49.1%

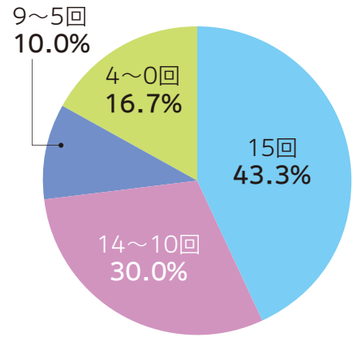
目標額どおり受取れたケース



2 保険期間15年／円払込金額1,650万円／円受取の目標額110万円

15年間の総受取額 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,810万円
	最高	2,370万円
	最低	1,330万円
15年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		120ケース中82ケース
	割合	68.3%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)		120ケース中52ケース
	割合	43.3%

目標額どおり受取れたケース



前提条件

- ケース数: 1 2 120
- 積立利率*: 1 2 0.01%
- 運用実績連動部分への配分比率*: 1 2 0.0%
- 定率部分への配分比率*: 1 2 100.0%

＊金利情勢等により、販売を停止していた期間があった場合には、その期間の積立利率は販売可能な最低積立利率として計算しています。

- 為替レート:契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 費用:保険契約関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点

シミュレーションに使用したデータは P.53-55 をご確認ください。

■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

ご注意

「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1年目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

ご参考 受取額シミュレーション（円での受取りを選択） 過去 の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

そのまま受取タイプ

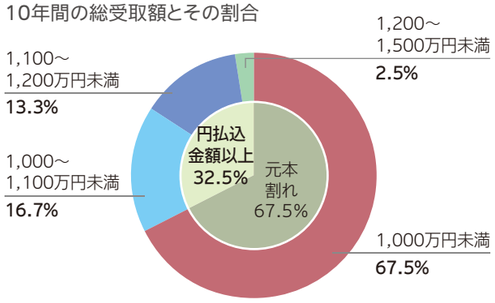
米ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
（1 2 120ケース、3 60ケース）
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末
2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末
3 保険期間20年：1994年12月末～1999年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,000万円

10年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	970万円
	最高	1,270万円
	最低	820万円
毎年の受取額	平均	100万円
	最高	150万円
	最低	60万円
10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	120ケース中39ケース 32.5%

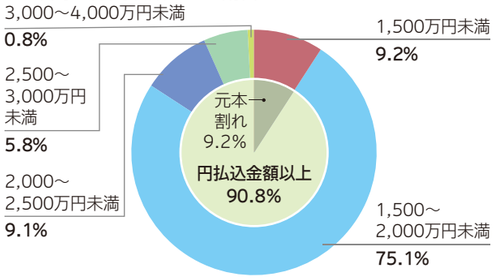
10年間の総受取額とその割合



2 保険期間15年／円払込金額1,500万円

15年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	1,770万円
	最高	3,050万円
	最低	1,330万円
毎年の受取額	平均	120万円
	最高	320万円
	最低	70万円
15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	120ケース中109ケース 90.8%

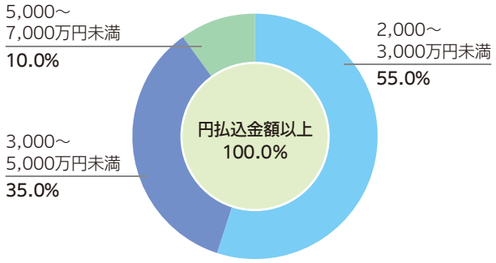
15年間の総受取額とその割合



3 保険期間20年／円払込金額2,000万円

20年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	3,310万円
	最高	5,730万円
	最低	2,260万円
毎年の受取額	平均	170万円
	最高	860万円
	最低	80万円
20年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	60ケース中60ケース 100.0%

20年間の総受取額とその割合



前提条件

- ケース数：1 2 120 3 60
- 積立利率：1 0.51% 2 0.57% 3 0.57%
- 運用実績連動部分への配分比率：1 2.7% 2 4.4% 3 5.7%
- 定率部分への配分比率：1 97.3% 2 95.6% 3 94.3%
- 為替レート：契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2019年11月時点（全ケース固定）
- 費用：保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施
※保険期間30年はデータがないため作成不可能

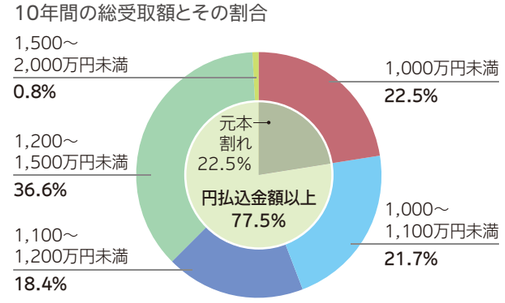
豪ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
（1 2 120ケース、3 60ケース）
1 保険期間10年：1999年12月末～2009年11月末
2 保険期間15年：1994年12月末～2004年11月末
3 保険期間20年：1994年12月末～1999年11月末

1 保険期間10年／円払込金額1,000万円

10年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	1,130万円
	最高	1,510万円
	最低	800万円
毎年の受取額	平均	110万円
	最高	190万円
	最低	60万円
10年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	120ケース中93ケース 77.5%

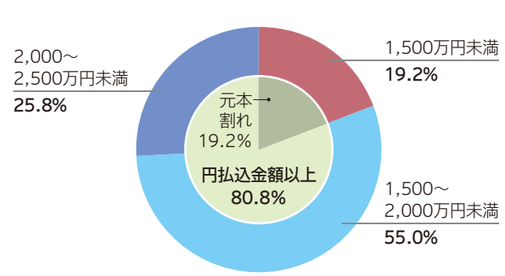
10年間の総受取額とその割合



2 保険期間15年／円払込金額1,500万円

15年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	1,780万円
	最高	2,300万円
	最低	1,300万円
毎年の受取額	平均	120万円
	最高	230万円
	最低	60万円
15年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	120ケース中97ケース 80.8%

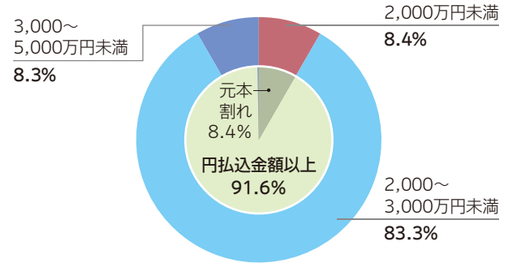
15年間の総受取額とその割合



3 保険期間20年／円払込金額2,000万円

20年間の総受取額（契約者の受取合計額）	平均	2,380万円
	最高	3,510万円
	最低	1,920万円
毎年の受取額	平均	120万円
	最高	330万円
	最低	60万円
20年間の総受取額が円払込金額を超過したケース	割合	60ケース中55ケース 91.6%

20年間の総受取額とその割合



前提条件

- ケース数：1 2 120 3 60
- 積立利率*：1 0.19% 2 0.13% 3 0.10%
- 運用実績連動部分への配分比率*：1 1.0% 2 1.0% 3 1.0%
- 定率部分への配分比率*：1 99.0% 2 99.0% 3 99.0%

＊金利情勢等により、販売を停止していた期間があった場合には、その期間の積立利率は販売可能な最低積立利率として計算しています。

- 為替レート：契約時 TTM＋50銭／支払時 TTM－50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2019年11月時点（全ケース固定）
- 費用：保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点

シミュレーションに使用したデータは P.53-55 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

ご注意 「保険期間が短い」あるいは「保険期間中に円高に推移」の場合、元本割れする可能性が高まります。

アフターサービスについて

ご契約後も安心してご継続いただけるよう、充実したアフター サービスを用意しております。

※これらのサービス・取扱条件・書類イメージは
2020年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

ご契約後

❶保険契約のお申込手続き完了のお知らせ
（兼 初期暗証番号（仮パスワード）のお知らせ）

インターネットサービスをご利用いただけるようにするため、仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください

発送時期　成立日＋２営業日後以降



❷保険証券 等

発送時期　契約日の翌営業日以降
（通常、お申込みから2週間程度）



保険期間中

❸ご契約状況のお知らせ

発送時期　年４回
（毎年の契約応当日とその3カ月ごとの応当日以降）

※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は、
「ご契約内容のお知らせ」を契約1年後より年1回の契約応当日以降に送付いたします。



❹生存給付金受取人変更のご案内

発送時期　毎年の契約応当日の３カ月前



生存給付金受取人の変更があるか確認させていただきます。

ご加入されたタイプ	送付先	送付方法
円で目標設定タイプ	ご契約者	「ご契約状況のお知らせ」に同封して送付いたします。
円で目標設定（定率のみ）タイプ		「生存給付金受取人変更のご案内」のみを送付いたします。
そのまま受取タイプ	生存給付金受取人を変更することができないため、送付されません。	

❺生存給付金お支払いのご案内

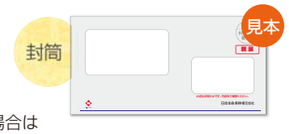
発送時期　毎年の契約応当日の２カ月前



生存給付金支払予定金額を記載しております。
※「円で目標設定タイプ」「円で目標設定（定率のみ）タイプ」を選択いただき、
ご契約者と生存給付金受取人が同一でない場合、生存給付金受取人に送付いたします。
※生存給付金のお支払い後は、生存給付金受取人へ
お支払いの通知を送付いたします。

❻決算のお知らせ

発送時期　毎年７月末



※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」をご選択いただいた場合は
送付されません。

インターネットサービス



日本生命ホームページよりご登録いただくことで、
お客さまに役立つ各種サービスをご利用いただけます。

ご契約内容の照会	照会日時点の契約内容・運用状況を確認できます。 為替レートの確認等も行うことができます。
その他 各種お手続き	「生命保険料控除証明書の再発行」等、 その他の各種お手続きを行うことができます。

3:00～8:00は当サービスはご利用になれません。
なお、「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、
毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのため
お手続きいただけない時間帯があります。

※「生命保険料控除証明書の再発行」は、
日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。

お問合せ先はこちら

ニッセイダイレクト事務センター

名義変更（受取人変更、契約者変更、改姓・改名等）のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の請求、解約のお手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621（通話料無料）
受付時間　月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

ホームページ

https://www.nissay.co.jp　日本生命　検索
日本生命トップページ⇒金融機関窓口販売商品のログイン
⇒専用サービスへアクセスください。

資料 外貨の魅力

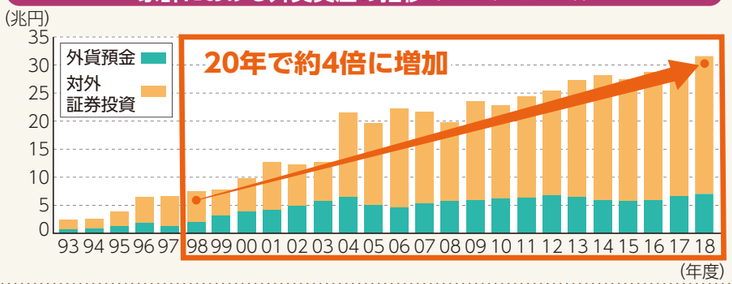
外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、20年で約4倍に増加しています。

グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」

家計における外貨資産の推移（1993年～2018年）

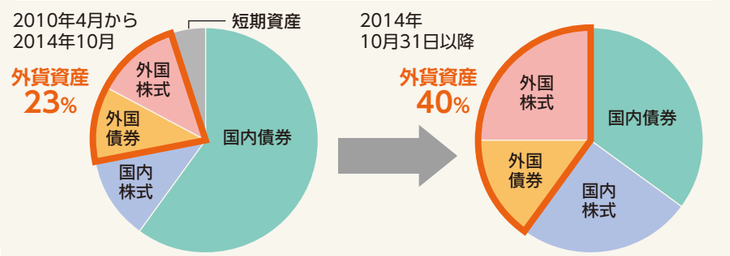


そして国でも、公的年金運用で外貨資産の割合を高めています。

国の代表的な運用機関である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）では、2014年に外貨資産の割合を23%から40%に引上げました。

出典：GPIFホームページ「基本ポートフォリオ」

GPIFの基本資産構成割合



なぜ今、外貨なのでしょうか?

日本では、長く低金利が続いています。

日本の金利は、金融政策上しばらく低水準が続くことが想定されます。一方、海外には日本よりも金利の高い国があります。

出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成

10年国債利回りの推移（1994年12月末～2019年11月末）



様々な品が値上がりし、お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。
物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」（主要品目の東京都区部小売価格）
※小数点第2位以下を切捨て

価格変化の例（2012年4月～2019年11月）



分散投資は、有効な投資手法の1つです。

通貨の価値は、為替レートの変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取引きされ、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。
それにともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

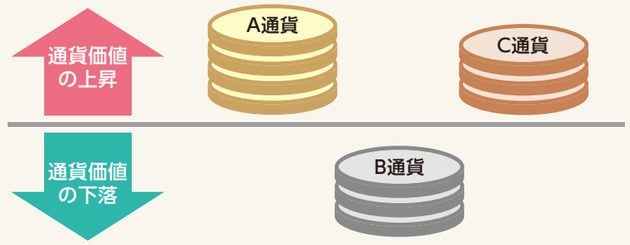
出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成

為替レートの推移（1994年12月末～2019年11月末）



外貨で運用を行うにあたっては、複数の通貨を組合せることが大事です。

資産を複数通貨で保有していれば、1つの通貨価値が下がったとしても、他の通貨価値が上がるなら、トータルで資産価値の減少を補うことができるかもしれません。



※分散投資によるリスク抑制の効果例をイメージ化したものであり、リスク抑制を保証するものではありません。

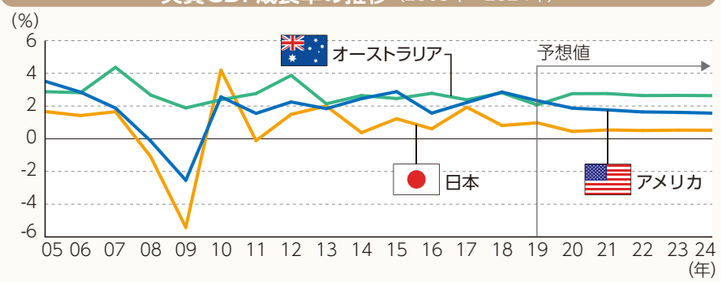
金利の高いアメリカ・オーストラリアは、どのような国なのでしょうか?

アメリカ・オーストラリアとも比較的高い成長率を維持しています。

リーマンショックで一時的に低下したものの、日本より相対的に金利の高い両国とも、近年は、国内総生産（GDP）が2%程度成長し続けています。

出典：International Monetary Fund「World Economic Outlook Database, April 2019」

実質GDP成長率の推移（2005年～2024年）

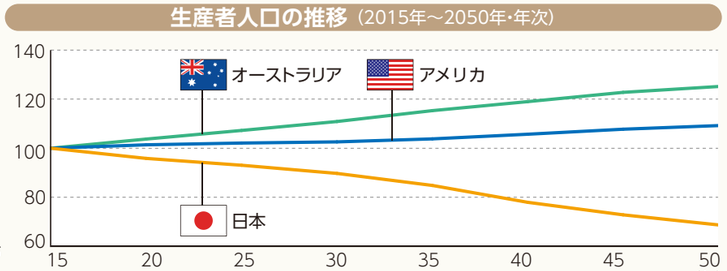


アメリカ・オーストラリアとも働く人がふえ続けています。

両国とも、15歳から64歳の生産年齢人口がふえ続け、将来にわたって経済活動が活発に行われると予想されます。

出典：United Nations「The 2019 Revision of World Population Prospects」
2015年を100として指数化、予測値含む

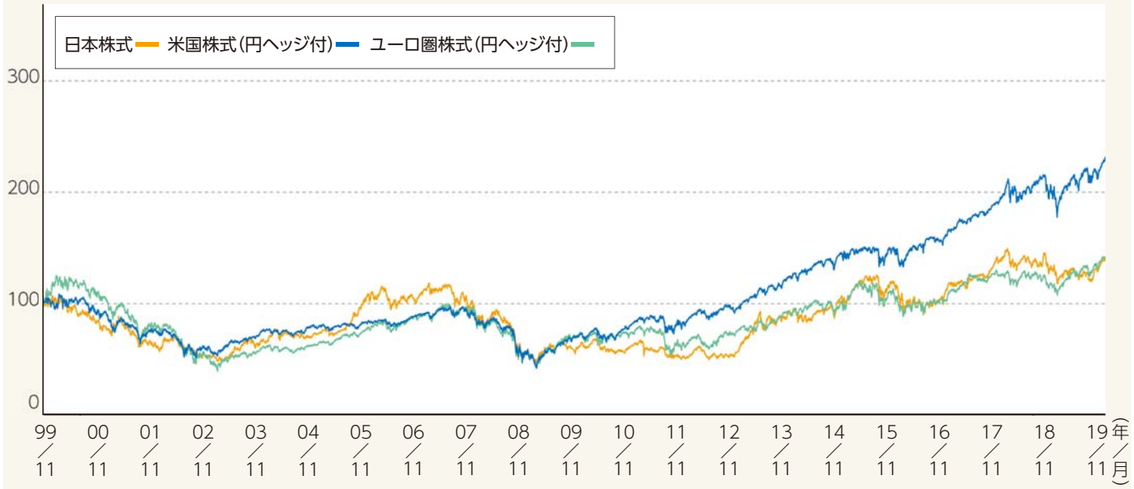
生産者人口の推移（2015年～2050年・年次）



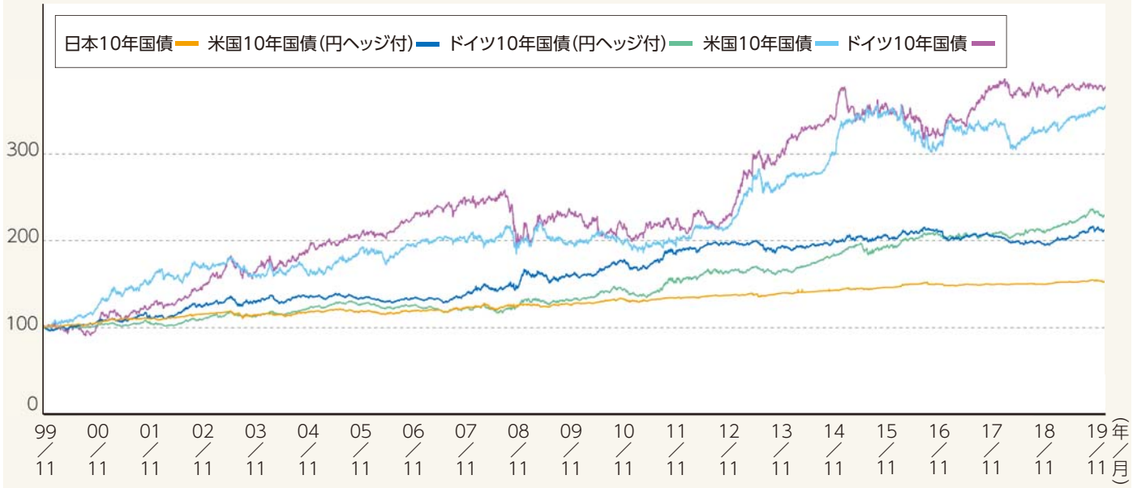
資料

P.45-50「受取額シミュレーション」で使用した市場環境データ

株式ポートフォリオの各資産のパフォーマンス（日本円）（1999年11月末～2019年11月末）



資産分散ポートフォリオの代表的な資産のパフォーマンス（日本円）（1999年11月末～2019年11月末）



10年国債利回りの推移、為替レートの推移データについては P.53-54 をご確認ください。

円受取の目標額（円建目標生存給付金額）の設定可能範囲

以下の計算式で求められる金額の範囲で指定・変更いただけます。

円で入金した場合　円払込金額 ÷ 保険期間（年） × 20～130%　※1万円単位

早見表：円で入金の場合

一時払保険料	保険期間									
	5年		10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	12万円	78万円	6万円	39万円	4万円	26万円	3万円	19万円	2万円	13万円
400万円	16万円	104万円	8万円	52万円	6万円	33万円	4万円	26万円	3万円	16万円
500万円	20万円	130万円	10万円	65万円	7万円	42万円	5万円	32万円	4万円	20万円
600万円	24万円	156万円	12万円	78万円	8万円	52万円	6万円	39万円	4万円	26万円
700万円	28万円	182万円	14万円	91万円	10万円	59万円	7万円	45万円	5万円	29万円
800万円	32万円	208万円	16万円	104万円	11万円	68万円	8万円	52万円	6万円	33万円
900万円	36万円	234万円	18万円	117万円	12万円	78万円	9万円	58万円	6万円	39万円
1,000万円	40万円	260万円	20万円	130万円	14万円	85万円	10万円	65万円	7万円	42万円
1,100万円	44万円	286万円	22万円	143万円	15万円	94万円	11万円	71万円	8万円	46万円
1,200万円	48万円	312万円	24万円	156万円	16万円	104万円	12万円	78万円	8万円	52万円
1,300万円	52万円	338万円	26万円	169万円	18万円	111万円	13万円	84万円	9万円	55万円
1,400万円	56万円	364万円	28万円	182万円	19万円	120万円	14万円	91万円	10万円	59万円
1,500万円	60万円	390万円	30万円	195万円	20万円	130万円	15万円	97万円	10万円	65万円
1,600万円	64万円	416万円	32万円	208万円	22万円	137万円	16万円	104万円	11万円	68万円
1,700万円	68万円	442万円	34万円	221万円	23万円	146万円	17万円	110万円	12万円	72万円
1,800万円	72万円	468万円	36万円	234万円	24万円	156万円	18万円	117万円	12万円	78万円
1,900万円	76万円	494万円	38万円	247万円	26万円	163万円	19万円	123万円	13万円	81万円
2,000万円	80万円	520万円	40万円	260万円	27万円	172万円	20万円	130万円	14万円	85万円
2,100万円	84万円	546万円	42万円	273万円	28万円	182万円	21万円	136万円	14万円	91万円
2,200万円	88万円	572万円	44万円	286万円	30万円	189万円	22万円	143万円	15万円	94万円
2,300万円	92万円	598万円	46万円	299万円	31万円	198万円	23万円	149万円	16万円	98万円
2,400万円	96万円	624万円	48万円	312万円	32万円	208万円	24万円	156万円	16万円	104万円
2,500万円	100万円	650万円	50万円	325万円	34万円	215万円	25万円	162万円	17万円	107万円
2,600万円	104万円	676万円	52万円	338万円	35万円	224万円	26万円	169万円	18万円	111万円
2,700万円	108万円	702万円	54万円	351万円	36万円	234万円	27万円	175万円	18万円	117万円
2,800万円	112万円	728万円	56万円	364万円	38万円	241万円	28万円	182万円	19万円	120万円
2,900万円	116万円	754万円	58万円	377万円	39万円	250万円	29万円	188万円	20万円	124万円
3,000万円	120万円	780万円	60万円	390万円	40万円	260万円	30万円	195万円	20万円	130万円

外貨で入金した場合　基本保険金額 ÷ 保険期間（年） × 着金日[*1][*2]の為替レート × 20～130%[*3]

＊1 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日（責任開始の日）となります。
＊2 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
＊3 お申込み時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

贈与税(暦年課税)の計算方法

※贈与税の速算表を使って計算する場合

贈与税額 ＝ (1年間の受贈財産の合計価額 － 基礎控除110万円) × 税率 － 控除額

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格		20歳以上の者が直系尊属*から贈与を受けた場合		左記以外の場合	
		税率	控除額	税率	控除額
	200万円以下	10%	——	10%	——
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円	55%	400万円

＊直系尊属とは、父母や祖父母、曾祖父母など、直接血がつながった上の世代のこと。

※税務に関する内容は、2020年2月現在の税制にもとづくもので、
将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

MEMO

MEMO

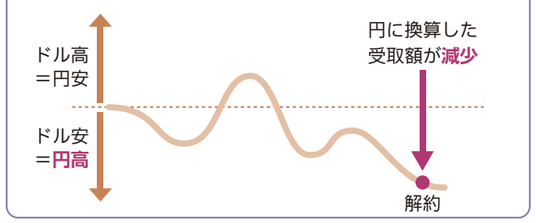
解約時の受取額の変動について

以下の4つの要素の影響を受けて変動します。

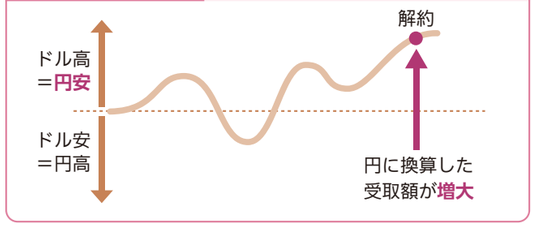
❶円で受取る場合、「為替レート」の影響

受取額は、契約日よりも解約日の為替レートが円高になれば小さくなり、円安になれば大きくなります。

小さくなる 為替レートが**円高**になった場合



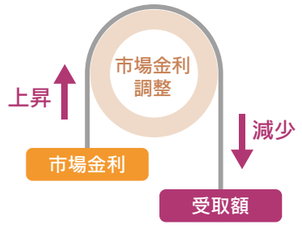
大きくなる 為替レートが**円安**になった場合



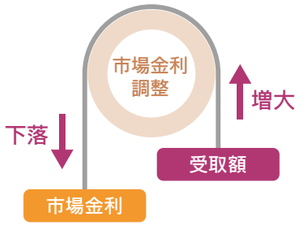
❷「市場金利」の影響（市場金利調整）

受取額は、契約日よりも解約日の市場金利が上がれば小さくなり、下がれば大きくなります。
なお、契約日と解約日の市場金利が変わらなかった場合も、受取額は小さくなります。

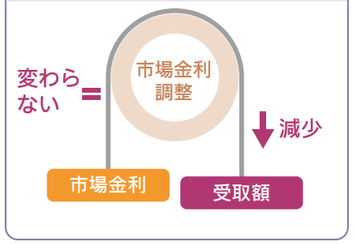
市場金利が**上がった**場合、解約払戻金額が**小さく**なる



市場金利が**下がった**場合、解約払戻金額が**大きく**なる



市場金利が**変わらなかった**場合も解約払戻金額が**小さく**なる*

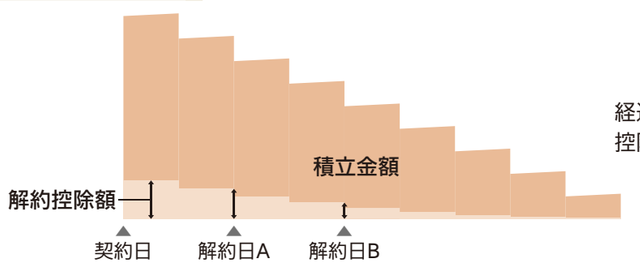


※契約日や解約払戻金計算基準日における積立利率を、「市場金利」として説明しています。
＊債券を売却するための費用等をふまえ割り引いた率「0.3%」により、小さくなります。
P.29「4.解約払戻金」をあわせてご確認ください。

❸「解約日までの期間」の影響

受取額は、契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。

解約控除の影響のイメージ



経過年数が**長い**解約日Bの方が、
控除される金額は**小さく**なります。

❹「運用実績連動部分の運用実績」の影響

受取額は、運用実績連動部分の積立金額が増加するほど大きくなり、減少するほど小さくなります。
※「円で目標設定（定率のみ）タイプ」の場合は影響を受けません。

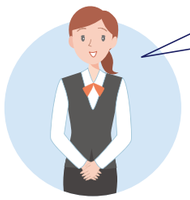
※❶については、詳細はP.35-36をご確認ください。
※❹については、詳細はP.36をご確認ください。
※❷❸については、当保険特有の算式により解約払戻金額（指定通貨）が計算されます。詳細はP.29・P.38をご確認ください。

「外貨建生命保険」の

よくあるご質問集



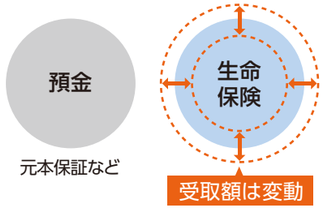
金融機関などで販売しているから、預金みたいなものだよね。

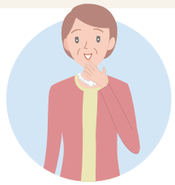


いいえ。この商品は、**日本生命の生命保険です。**

預金とは異なり、
元本割れすることがあります。

生命保険には、預金のような元本保証はありません。お受取額は為替レートの影響を受けて変動し、元本割れすることがあります。



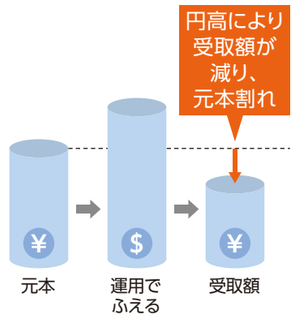


長く契約していればふえていくから、元本割れしないわね。



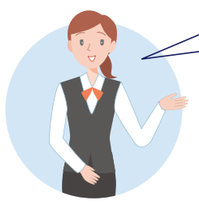
いいえ。為替変動により、
円でのお受取額が**元本割れする可能性が常に**あります。

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替します。そのときの為替レートがご契約時より大幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、損失が生じることがあります。また、その他下記の“調整”“控除”による影響を受けます。



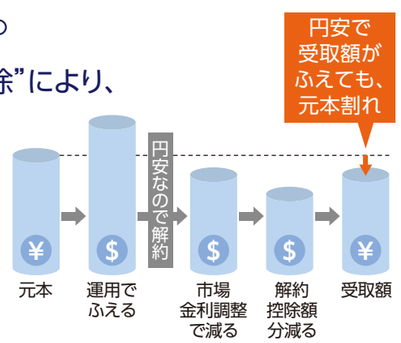


解約しても、円安のときなら元本割れしないよね。



いいえ。“調整”や“控除”により、
円安時の解約でも元本割れすることがあります。

解約時には「市場金利調整」や「解約控除」が適用されます。そのため、円安のときに解約しても、これら“調整”“控除”により、損失が生じることがあります。



※リスク・諸費用の詳細については、P.35-38をご確認ください。

商品仕様 早見表

項目 ＼ タイプ		円で目標設定タイプ	円で目標設定(定率のみ)タイプ	そのまま受取タイプ	参照ページ
用途	わたす(スマート贈与)	◎		×	P.4
	つかう(自分年金)	◎		◎	P.4
被保険者		契約者本人			P.32
告知		なし			—
払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)			P.31
入金通貨	米ドル	3万米ドル～7億円相当額　※1米ドル単位			P.31
	豪ドル	3万豪ドル～7億円相当額　※1豪ドル単位			
	円	300万円～7億円　※10万円単位			
保険期間中の増額・減額		取扱いなし			P.31
指定通貨		米ドル または 豪ドル			P.25
生存給付金の受取通貨		円		指定通貨 または 円	P.26-28
契約者(被保険者)の年齢別、設定可能な保険期間		保険期間 ＼ 満年齢	5年〔円で目標設定(定率のみ)タイプのみ〕	10年 / 15年 / 20年 / 30年(米ドルのみ)	P.31
		15～75歳	◎	◎ / ◎ / ◎ / ◎	
		76～80歳	◎	◎ / ◎ / ◎ / ×	
		81～85歳	◎	◎ / × / × / ×	
		86～90歳	◎	× / × / × / ×	
生存給付金の着金予定日		保険期間中は契約応当日の2営業日後、保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金			—
生存給付金の据置		不可			—
円受取の目標額の設定可能範囲		円入金の場合: 円払込金額÷保険期間(年)×20～130% 外貨入金の場合: 基本保険金額÷保険期間(年)×着金日の為替レート×20～130%		—	P.56
保険期間中の円受取の目標額の変更		可		—	P.12
生存給付金受取人		契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族		契約者	P.32
保険期間中の生存給付金受取人の変更		可		不可	P.12
死亡保険金受取人		契約者の配偶者または3親等内の親族　※保険期間中に変更可能			P.32
指定代理請求人		指定可(1名)			P.32
解約時の取扱い		解約払戻金が支払われます。			P.29
契約者(被保険者)死亡時の取扱い		契約は消滅し、死亡保険金が支払われます。			P.29
配当金		なし			P.32
付加できる特約		円入金特約・外貨入金特約・円支払特約			P.30
		円建目標生存給付金額指定特約		生存給付金円支払特約	
		—	特別定期保険(定率のみ型)とする特約	—	
為替レートの適用日		日本生命所定の日			P.31
ご負担いただく費用	契約時	なし			—
	保険期間中	日本生命所定の費用			P.37-38
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象			P.41-42
	生存給付金	わたす:贈与税 つかう:所得税(雑所得)＋住民税		所得税(雑所得)＋住民税	
	解約払戻金	所得税(一時所得)＋住民税 ※保険期間5年、または5年以内に解約の場合は源泉分離課税(所得税＋住民税)			
	死亡保険金	相続税			

※通貨・金利環境等により、上記内容は将来変更される場合があります。